

第2回京都市プール制検討委員会
参考資料集

平成21年8月27日

京都市保健福祉局子育て支援部保育課

平成 20 年度 プール制配分金等一覧

【プール制配分金が多い順】

(単位：円)

NO	定員	プール制所要額 (年額) A	国基準運営費 (年額) B	プール制配分金 (年間支払額) C = A - B	民改費 (年間支払額) D	配分倍率 C / D
1	180	175,775,460	97,387,282	78,388,000	11,632,000	6.74
2	120	147,705,661	78,970,752	68,734,000	9,485,630	7.25
3	225	172,781,336	106,709,853	66,071,000	12,406,240	5.33
4	120	134,895,113	71,572,728	63,322,000	8,697,120	7.28
5	150	134,468,836	73,158,657	61,310,000	8,634,220	7.10
6	120	130,945,359	72,494,484	58,450,000	8,448,840	6.92
7	90	112,656,060	56,247,482	56,408,000	7,106,140	7.94
8	120	130,946,642	75,929,232	55,017,000	9,159,000	6.01
9	120	122,364,396	67,460,044	54,904,000	8,261,010	6.65
10	120	123,205,126	68,591,976	54,613,000	8,381,280	6.52
11	120	127,373,050	72,801,720	54,571,000	8,826,960	6.18
12	90	112,949,531	61,377,834	51,571,000	7,624,620	6.76
13	150	135,414,440	84,613,189	50,801,000	9,743,200	5.21
14	150	128,397,051	77,614,892	50,782,000	9,344,160	5.43
15	90	110,997,048	61,194,024	49,803,000	7,605,240	6.55
16	120	113,896,937	65,152,632	48,744,000	8,016,600	6.08
17	120	113,748,017	65,053,272	48,694,000	8,006,040	6.08
18	120	112,924,235	64,324,140	48,600,000	7,924,330	6.13
19	120	118,510,465	70,123,620	48,386,000	8,543,280	5.66
20	150	128,999,633	80,617,054	48,382,000	9,662,580	5.01
21	220	139,891,792	91,556,424	48,335,000	8,963,280	5.39
22	150	127,063,894	81,432,180	45,631,000	9,748,920	4.68
23	120	110,854,648	65,597,449	45,257,000	8,063,900	5.61
24	90	101,456,661	56,910,888	44,545,000	7,152,240	6.23
25	150	130,109,539	85,793,256	44,316,000	8,185,920	5.41
26	90	102,880,943	59,433,072	43,447,000	7,062,600	6.15
27	195	131,383,034	88,530,721	42,852,000	10,534,330	4.07
28	120	110,832,304	68,517,453	42,314,000	8,373,120	5.05
29	180	131,634,811	89,897,161	41,737,000	10,812,870	3.86
30	120	106,436,898	64,708,579	41,728,000	7,969,450	5.24
31	90	101,847,531	60,326,538	41,520,000	7,156,980	5.80
32	150	127,101,057	85,828,032	41,273,000	10,214,200	4.04
33	90	97,014,099	55,749,154	41,264,000	7,029,400	5.87
34	90	126,990,400	85,745,178	41,245,000	10,203,480	4.04
35	90	103,441,088	62,706,187	40,734,000	7,772,440	5.24
36	180	136,730,674	96,184,644	40,546,000	11,504,160	3.52
37	180	128,284,264	88,597,467	39,686,000	8,552,460	4.64
38	120	103,910,212	64,698,648	39,211,000	7,968,240	4.92
39	60	83,226,743	44,148,636	39,078,000	5,790,360	6.75
40	90	104,687,504	65,732,804	38,954,000	8,085,890	4.82
41	90	103,258,591	64,757,180	38,501,000	7,982,840	4.82
42	90	102,683,163	64,217,960	38,465,000	7,569,230	5.08
43	180	124,454,606	86,439,860	38,014,000	8,408,160	4.52

【プール制配分金が多い順】

(単位：円)

NO	定員	プール制所要額 (年額) A	国基準運営費 (年額) B	プール制配分金 (年間支払額) C = A - B	民改費 (年間支払額) D	配分倍率 C/D
44	120	106,985,121	68,987,101	37,998,000	8,423,190	4.51
45	90	89,692,197	52,325,100	37,367,000	6,310,560	5.92
46	120	98,679,728	61,743,856	36,935,000	7,309,200	5.05
47	90	95,258,229	58,437,960	36,820,000	7,314,240	5.03
48	90	94,119,717	57,954,928	36,164,000	7,262,880	4.98
49	120	93,801,569	57,787,475	36,014,000	7,235,890	4.98
50	90	88,422,040	52,503,566	35,918,000	6,524,140	5.51
51	90	87,442,351	51,673,920	35,768,000	6,598,080	5.42
52	150	113,019,179	77,338,224	35,680,000	7,469,530	4.78
53	210	135,709,532	100,032,396	35,677,000	11,655,840	3.06
54	90	92,933,259	57,291,516	35,641,000	5,760,600	6.19
55	90	88,097,144	52,505,098	35,592,000	6,692,330	5.32
56	120	104,595,033	69,090,675	35,504,000	8,434,040	4.21
57	120	94,755,336	59,498,340	35,256,000	7,417,200	4.75
58	150	119,743,092	84,689,614	35,053,000	8,103,330	4.33
59	120	103,223,077	68,178,869	35,044,000	6,675,300	5.25
60	220	122,373,187	87,693,278	34,679,000	10,299,500	3.37
61	150	104,407,095	70,159,161	34,247,000	8,555,640	4.00
62	150	101,032,728	66,981,211	34,051,000	8,218,400	4.14
63	120	85,950,330	52,014,732	33,935,000	6,264,490	5.42
64	150	105,208,618	71,282,680	33,925,000	8,061,760	4.21
65	90	88,812,868	55,013,149	33,799,000	6,683,970	5.06
66	120	101,973,306	68,514,012	33,459,000	8,373,240	4.00
67	120	89,742,911	56,400,660	33,342,000	6,743,490	4.94
68	90	83,974,363	51,108,726	32,865,000	6,537,880	5.03
69	105	90,715,603	58,961,820	31,753,000	6,050,520	5.25
70	180	121,357,661	89,839,456	31,518,000	8,661,920	3.64
71	90	92,367,191	61,267,392	31,099,000	7,613,400	4.08
72	60	73,698,207	42,768,324	30,929,000	5,291,640	5.84
73	45	66,138,800	35,457,636	30,681,000	4,870,200	6.30
74	90	87,231,767	56,740,454	30,491,000	7,012,890	4.35
75	90	83,163,598	52,861,644	30,301,000	6,367,080	4.76
76	150	97,989,826	67,956,838	30,032,000	8,321,780	3.61
77	235	144,274,925	114,324,261	29,950,000	10,971,330	2.73
78	90	85,049,736	55,232,496	29,817,000	6,974,160	4.28
79	60	77,522,435	48,272,415	29,250,000	5,874,450	4.98
80	90	93,264,077	64,090,328	29,173,000	6,335,380	4.60
81	90	88,903,148	60,120,181	28,782,000	7,134,810	4.03
82	120	92,846,826	64,147,571	28,699,000	7,909,890	3.63
83	120	93,620,003	64,962,704	28,657,000	7,980,130	3.59
84	150	91,730,147	63,256,790	28,473,000	5,990,130	4.75
85	90	56,480,183	28,020,432	28,459,000	3,738,600	7.61
86	60	70,958,706	42,924,252	28,034,000	5,660,760	4.95
87	60	68,024,218	40,553,388	27,470,000	5,145,420	5.34
88	120	98,744,165	71,524,961	27,219,000	8,691,880	3.13
89	90	83,535,551	56,374,356	27,161,000	7,095,720	3.83

【プール制配分金が多い順】

(単位：円)

NO	定員	プール制所要額 (年額) A	国基準運営費 (年額) B	プール制配分金 (年間支払額) C = A - B	民改費 (年間支払額) D	配分倍率 C/D
90	120	97,894,453	70,811,496	27,082,000	6,905,520	3.92
91	90	78,988,572	52,091,232	26,897,000	6,286,200	4.28
92	90	78,852,471	51,998,370	26,854,000	6,632,220	4.05
93	120	93,939,597	67,437,499	26,502,000	6,619,860	4.00
94	90	82,469,738	55,993,728	26,476,000	7,054,920	3.75
95	90	84,227,184	57,830,348	26,396,000	7,249,500	3.64
96	90	82,603,259	56,223,024	26,380,000	7,079,280	3.73
97	150	99,576,026	73,292,400	26,283,000	7,127,800	3.69
98	90	77,774,610	52,057,609	25,717,000	6,638,090	3.87
99	60	67,932,616	42,465,660	25,466,000	5,612,400	4.54
100	90	79,241,680	54,008,088	25,233,000	6,844,560	3.69
101	90	79,975,086	54,847,284	25,127,000	6,933,840	3.62
102	60	68,755,915	43,841,388	24,914,000	5,758,080	4.33
103	60	71,333,398	46,441,536	24,891,000	4,837,920	5.14
104	150	94,088,842	69,251,951	24,836,000	6,785,340	3.66
105	180	87,881,780	63,218,964	24,662,000	4,841,240	5.09
106	60	61,950,019	37,613,898	24,336,000	5,098,440	4.77
107	60	64,307,624	40,324,092	23,983,000	5,032,680	4.77
108	120	93,514,020	69,794,598	23,719,000	5,142,120	4.61
109	90	81,872,382	58,208,676	23,663,000	5,838,000	4.05
110	90	78,754,804	55,154,532	23,600,000	6,609,480	3.57
111	90	87,837,178	64,555,404	23,281,000	4,797,720	4.85
112	150	106,434,094	83,271,080	23,163,000	9,942,560	2.33
113	240	135,270,694	112,352,424	22,918,000	10,855,200	2.11
114	90	76,799,607	53,930,136	22,869,000	6,479,880	3.53
115	60	70,329,019	47,715,236	22,613,000	5,573,110	4.06
116	90	73,582,675	50,989,491	22,593,000	6,386,820	3.54
117	120	80,335,678	58,212,036	22,123,000	5,837,400	3.79
118	90	72,588,777	50,619,571	21,969,000	6,485,870	3.39
119	120	79,613,861	57,951,033	21,662,000	6,907,830	3.14
120	90	81,530,765	59,905,416	21,625,000	7,112,910	3.04
121	90	79,002,249	58,204,463	20,797,000	7,289,190	2.85
122	90	70,115,736	49,631,719	20,484,000	6,381,530	3.21
123	60	68,948,421	48,592,665	20,355,000	6,260,970	3.25
124	90	72,257,460	51,988,816	20,268,000	6,216,570	3.26
125	90	79,236,785	59,190,026	20,046,000	7,386,600	2.71
126	180	105,479,021	85,566,648	19,912,000	6,206,820	3.21
127	120	110,444,238	90,687,824	19,756,000	6,470,470	3.05
128	140	53,607,294	34,263,520	19,343,000	3,389,400	5.71
129	90	81,369,999	62,118,812	19,251,000	7,367,580	2.61
130	90	76,214,997	57,113,434	19,101,000	7,173,700	2.66
131	150	93,032,571	73,943,604	19,088,000	7,182,480	2.66
132	60	64,731,629	45,831,636	18,899,000	5,968,440	3.17
133	90	71,269,186	52,577,324	18,691,000	5,361,680	3.49
134	60	59,611,784	40,997,434	18,614,000	5,100,870	3.65
135	75	62,216,720	43,685,484	18,531,000	5,333,160	3.47

【プール制配分金が多い順】

(単位：円)

NO	定員	プール制所要額 (年額) A	国基準運営費 (年額) B	プール制配分金 (年間支払額) C = A - B	民改費 (年間支払額) D	配分倍率 C / D
136	60	79,338,856	60,981,167	18,357,000	7,330,670	2.50
137	90	57,126,199	39,177,648	17,948,000	4,854,120	3.70
138	120	80,020,325	62,834,511	17,185,000	5,941,440	2.89
139	60	60,183,151	43,276,587	16,906,000	5,344,850	3.16
140	90	65,752,711	48,963,732	16,788,000	5,055,120	3.32
141	180	99,210,222	82,578,624	16,631,000	7,766,400	2.14
142	45	69,106,002	52,566,462	16,539,000	5,362,200	3.08
143	150	88,698,699	72,190,284	16,508,000	5,298,240	3.12
144	60	55,453,034	39,104,280	16,348,000	5,138,640	3.18
145	60	54,235,884	38,007,510	16,228,000	3,828,840	4.24
146	90	68,931,974	52,733,240	16,198,000	6,353,320	2.55
147	90	67,136,591	51,178,668	15,957,000	6,188,760	2.58
148	60	53,992,769	38,422,530	15,570,000	4,831,510	3.22
149	105	67,811,888	52,581,837	15,230,000	5,144,040	2.96
150	120	79,387,382	64,380,685	15,006,000	6,353,460	2.36
151	90	66,068,927	51,094,589	14,974,000	4,936,640	3.03
152	180	84,057,169	69,152,206	14,904,000	4,935,820	3.02
153	60	53,025,655	38,260,488	14,765,000	3,799,680	3.89
154	60	56,355,246	41,598,174	14,757,000	5,167,740	2.86
155	90	54,974,196	40,402,056	14,572,000	4,039,080	3.61
156	90	68,390,042	53,930,136	14,459,000	5,475,360	2.64
157	90	70,984,718	56,598,294	14,386,000	5,670,030	2.54
158	60	58,509,246	44,148,636	14,360,000	5,702,160	2.52
159	90	65,973,956	51,637,236	14,336,000	4,990,200	2.87
160	60	54,845,943	40,823,952	14,021,000	5,438,220	2.58
161	90	69,489,874	55,751,446	13,738,000	7,026,960	1.96
162	90	64,005,106	50,297,431	13,707,000	6,449,810	2.13
163	60	55,299,356	41,721,999	13,577,000	4,265,700	3.18
164	90	63,038,706	49,573,632	13,465,000	5,106,720	2.64
165	90	73,757,204	60,354,816	13,402,000	4,261,440	3.14
166	60	45,823,494	32,454,888	13,368,000	4,134,960	3.23
167	60	51,479,466	38,463,804	13,015,000	5,202,300	2.50
168	60	51,653,849	38,645,700	13,008,000	5,207,640	2.50
169	90	67,077,113	54,094,460	12,982,000	6,497,870	2.00
170	60	48,919,070	36,019,584	12,899,000	3,955,560	3.26
171	30	50,357,692	37,594,620	12,763,000	3,974,400	3.21
172	75	61,489,355	48,853,665	12,635,000	4,614,090	2.74
173	60	55,217,390	42,658,266	12,559,000	5,632,380	2.23
174	120	75,061,980	62,780,629	12,281,000	4,465,730	2.75
175	120	73,215,166	60,994,851	12,220,000	5,785,380	2.11
176	120	55,734,911	43,573,440	12,161,000	5,384,160	2.26
177	60	52,499,332	40,345,881	12,153,000	5,387,640	2.26
178	60	42,981,407	31,129,970	11,851,000	3,994,430	2.97
179	120	58,457,835	46,702,855	11,754,000	3,399,800	3.46
180	60	50,151,101	38,840,210	11,310,000	2,917,700	3.88
181	60	41,057,097	30,051,544	11,005,000	3,945,490	2.79

【プール制配分金が多い順】

(単位：円)

NO	定員	プール制所要額 (年額) A	国基準運営費 (年額) B	プール制配分金 (年間支払額) C=A-B	民改費 (年間支払額) D	配分倍率 C/D
182	60	49,093,723	38,236,037	10,857,000	5,161,540	2.10
183	60	55,036,475	44,529,252	10,507,000	3,527,160	2.98
184	30	38,774,643	28,539,606	10,235,000	3,995,550	2.56
185	90	59,552,078	49,528,921	10,023,000	3,844,130	2.61
186	60	48,989,568	38,971,293	10,018,000	4,205,220	2.38
187	90	62,779,856	52,796,668	9,983,000	5,379,620	1.86
188	30	37,119,577	27,276,612	9,842,000	3,276,000	3.00
189	90	65,551,185	55,735,404	9,815,000	5,282,350	1.86
190	30	36,147,771	26,617,772	9,529,000	2,288,450	4.16
191	60	48,273,726	38,952,948	9,320,000	4,203,600	2.22
192	90	60,075,284	50,772,048	9,303,000	6,145,400	1.51
193	90	69,530,646	60,400,676	9,129,000	4,534,440	2.01
194	60	52,832,915	43,854,776	8,978,000	5,691,160	1.58
195	60	49,421,578	40,480,020	8,941,000	1,101,480	8.12
196	120	54,206,833	45,456,288	8,750,000	3,320,240	2.64
197	75	59,023,446	50,490,792	8,532,000	4,846,740	1.76
198	90	69,331,417	61,191,723	8,139,000	4,584,300	1.78
199	90	61,895,378	54,159,420	7,735,000	3,900,600	1.98
200	70	84,114,086	76,830,038	7,284,000	5,050,870	1.44
201	60	43,405,701	36,274,848	7,130,000	4,539,120	1.57
202	60	44,932,907	38,340,744	6,592,000	4,053,270	1.63
203	90	62,556,000	56,145,072	6,410,000	5,371,800	1.19
204	60	46,186,223	40,656,950	5,529,000	4,298,810	1.29
205	60	43,173,235	37,748,413	5,424,000	3,096,390	1.75
206	45	36,413,445	30,997,962	5,415,000	3,533,760	1.53
207	30	21,354,685	16,197,348	5,157,000	1,637,420	3.15
208	90	37,997,756	32,901,623	5,096,000	2,074,710	2.46
209	60	44,283,465	39,251,028	5,032,000	5,272,440	0.95
210	30	20,578,737	15,622,968	4,955,000	1,983,260	2.50
211	30	29,243,967	24,567,549	4,676,000	3,044,880	1.54
212	30	23,523,130	19,080,268	4,442,000	2,032,610	2.19
213	30	31,827,445	27,813,132	4,014,000	3,321,360	1.21
214	60	46,832,237	43,223,466	3,608,000	4,565,290	0.79
215	45	34,700,125	31,330,440	3,369,000	3,399,390	0.99
216	60	34,476,276	31,441,443	3,034,000	3,272,820	0.93
217	30	31,439,104	28,847,235	2,591,000	2,566,230	1.01
218	60	46,468,843	44,529,252	1,939,000	4,675,560	0.41
219	60	32,060,256	30,157,404	1,902,000	3,892,080	0.49
220	45	25,109,106	23,383,272	1,725,000	2,559,420	0.67
221	60	35,743,794	34,082,077	1,661,000	4,307,110	0.39
222	30	21,046,712	29,897,378	0	3,503,340	0.00
223	60	40,862,804	41,045,980	0	3,248,400	0.00
224	60	32,209,812	37,650,576	0	2,809,800	0.00
合計						平均
定員	プール制所要額 (年額)	運営費 (年額)	プール制配分金 (年間支払額)	民改費 (年額)	配分倍率	
21,915	18,105,005,388	12,568,103,838	5,551,261,000	1,399,580,840	3.97	

平成20年度 プール制認定職員数当たりプール制配分金について

【プール制認定職員数当たりプール制配分金が多い順】

(参考)

NO	定員	プール制配分金 (年間支払額) A	プール制 認定職員数 B	プール制認定職員数当たり プール制配分金 A/B	平均 在職年数	プール制所要額 (年額) C	プール制認定職員数当たり プール制所要額 C/B
7	90	56,408,000	15	3,760,533	23.5	112,656,060	7,510,404
85	90	28,459,000	9	3,162,111	18.0	56,480,183	6,275,576
39	60	39,078,000	14	2,791,286	18.5	83,226,743	5,944,767
73	45	30,681,000	11	2,789,182	14.4	66,138,800	6,012,618
4	120	63,322,000	23	2,753,130	17.4	134,895,113	5,865,005
1	180	78,388,000	29	2,703,034	17.4	175,775,460	6,061,223
6	120	58,450,000	22	2,656,818	20.0	130,945,359	5,952,062
2	120	68,734,000	26	2,643,615	16.8	147,705,661	5,680,987
15	90	49,803,000	19	2,621,211	16.8	110,997,048	5,841,950
24	90	44,545,000	17	2,620,294	20.3	101,456,661	5,968,039
12	90	51,571,000	20	2,578,550	18.0	112,949,531	5,647,477
72	60	30,929,000	12	2,577,417	17.0	73,698,207	6,141,517
5	150	61,310,000	24	2,554,583	17.8	134,468,836	5,602,868
68	90	32,865,000	13	2,528,077	19.1	83,974,363	6,459,566
9	120	54,904,000	22	2,495,636	12.7	122,364,396	5,562,018
10	120	54,613,000	22	2,482,409	14.2	123,205,126	5,600,233
16	120	48,744,000	20	2,437,200	15.6	113,896,937	5,694,847
17	120	48,694,000	20	2,434,700	16.2	113,748,017	5,687,401
26	90	43,447,000	18	2,413,722	17.2	102,880,943	5,715,608
50	90	35,918,000	15	2,394,533	17.5	88,422,040	5,894,803
55	90	35,592,000	15	2,372,800	14.9	88,097,144	5,873,143
45	90	37,367,000	16	2,335,438	14.4	89,692,197	5,605,762
18	120	48,600,000	21	2,314,286	12.3	112,924,235	5,377,345
31	90	41,520,000	18	2,306,667	13.9	101,847,531	5,658,196
33	90	41,264,000	18	2,292,444	13.6	97,014,099	5,389,672
8	120	55,017,000	24	2,292,375	11.1	130,946,642	5,456,110
87	60	27,470,000	12	2,289,167	14.7	68,024,218	5,668,685
3	225	66,071,000	29	2,278,310	17.3	172,781,336	5,957,977
11	120	54,571,000	24	2,273,792	13.1	127,373,050	5,307,210
51	90	35,768,000	16	2,235,500	13.6	87,442,351	5,465,147
54	90	35,641,000	16	2,227,563	7.1	92,933,259	5,808,329
106	60	24,336,000	11	2,212,364	16.5	61,950,019	5,631,820
14	150	50,782,000	23	2,207,913	13.3	128,397,051	5,582,480
107	60	23,983,000	11	2,180,273	13.1	64,307,624	5,846,148
86	60	28,034,000	13	2,156,462	14.9	70,958,706	5,458,362
23	120	45,257,000	21	2,155,095	13.2	110,854,648	5,278,793
35	90	40,734,000	19	2,143,895	16.0	103,441,088	5,444,268
42	90	38,465,000	18	2,136,944	13.1	102,683,163	5,704,620
48	90	36,164,000	17	2,127,294	18.8	94,119,717	5,536,454
65	90	33,799,000	16	2,112,438	11.3	88,812,868	5,550,804
19	120	48,386,000	23	2,103,739	13.8	118,510,465	5,152,629
40	90	38,954,000	19	2,050,211	16.4	104,687,504	5,509,869
47	90	36,820,000	18	2,045,556	13.2	95,258,229	5,292,124
20	150	48,382,000	24	2,015,917	16.7	128,999,633	5,374,985
28	120	42,314,000	21	2,014,952	9.2	110,832,304	5,277,729
63	120	33,935,000	17	1,996,176	11.7	85,950,330	5,055,902
67	120	33,342,000	17	1,961,294	15.1	89,742,911	5,278,995
99	60	25,466,000	13	1,958,923	14.2	67,932,616	5,225,586
13	150	50,801,000	26	1,953,885	13.4	135,414,440	5,208,248
79	60	29,250,000	15	1,950,000	19.3	77,522,435	5,168,162
46	120	36,935,000	19	1,943,947	10.3	98,679,728	5,193,670
100	90	25,233,000	13	1,941,000	11.9	79,241,680	6,095,514

【プール制認定職員数当たりプール制配分金が多い順】

(参考)

NO	定員	プール制配分金 (年間支払額) A	プール制 認定職員数 B	プール制認定職員数当たり プール制配分金 A/B	平均 在職年数	プール制所要額 (年額) C	プール制認定職員数当たり プール制所要額 C/B
41	90	38,501,000	20	1,925,050	10.4	103,258,591	5,162,930
44	120	37,998,000	20	1,899,900	12.7	106,985,121	5,349,256
30	120	41,728,000	22	1,896,727	10.3	106,436,898	4,838,041
49	120	36,014,000	19	1,895,474	10.1	93,801,569	4,936,925
78	90	29,817,000	16	1,863,563	11.1	85,049,736	5,315,609
57	120	35,256,000	19	1,855,579	10.7	94,755,336	4,987,123
22	150	45,631,000	25	1,825,240	12.5	127,063,894	5,082,556
75	90	30,301,000	17	1,782,412	9.5	83,163,598	4,891,976
38	120	39,211,000	22	1,782,318	8.9	103,910,212	4,723,191
102	60	24,914,000	14	1,779,571	11.2	68,755,915	4,911,137
103	60	24,891,000	14	1,777,929	11.1	71,333,398	5,095,243
128	140	19,343,000	11	1,758,455	6.6	53,607,294	4,873,390
21	220	48,335,000	28	1,726,250	10.4	139,891,792	4,996,135
207	30	5,157,000	3	1,719,000	15.3	21,354,685	7,118,228
98	90	25,717,000	15	1,714,467	12.9	77,774,610	5,184,974
27	195	42,852,000	25	1,714,080	12.4	131,383,034	5,255,321
74	90	30,491,000	18	1,693,944	10.4	87,231,767	4,846,209
134	60	18,614,000	11	1,692,182	13.6	59,611,784	5,419,253
135	75	18,531,000	11	1,684,636	11.6	62,216,720	5,656,065
91	90	26,897,000	16	1,681,063	11.8	78,988,572	4,936,786
92	90	26,854,000	16	1,678,375	16.9	78,852,471	4,928,279
66	120	33,459,000	20	1,672,950	11.6	101,973,306	5,098,665
69	105	31,753,000	19	1,671,211	7.5	90,715,603	4,774,505
94	90	26,476,000	16	1,654,750	10.9	82,469,738	5,154,359
210	30	4,955,000	3	1,651,667	15.3	20,578,737	6,859,579
34	90	41,245,000	25	1,649,800	13.1	126,990,400	5,079,616
96	90	26,380,000	16	1,648,750	8.8	82,603,259	5,162,704
188	30	9,842,000	6	1,640,333	14.5	37,119,577	6,186,596
71	90	31,099,000	19	1,636,789	9.4	92,367,191	4,861,431
137	90	17,948,000	11	1,631,636	11.7	57,126,199	5,193,291
62	150	34,051,000	21	1,621,476	7.8	101,032,728	4,811,082
56	120	35,504,000	22	1,613,818	12.5	104,595,033	4,754,320
81	90	28,782,000	18	1,599,000	12.3	88,903,148	4,939,064
89	90	27,161,000	17	1,597,706	11.6	83,535,551	4,913,856
59	120	35,044,000	22	1,592,909	9.1	103,223,077	4,691,958
32	150	41,273,000	26	1,587,423	13.6	127,101,057	4,888,502
25	150	44,316,000	28	1,582,714	6.2	130,109,539	4,646,769
122	90	20,484,000	13	1,575,692	10.7	70,115,736	5,393,518
110	90	23,600,000	15	1,573,333	12.6	78,754,804	5,250,320
118	90	21,969,000	14	1,569,214	10.3	72,588,777	5,184,913
148	60	15,570,000	10	1,557,000	12.3	53,992,769	5,399,277
61	150	34,247,000	22	1,556,682	11.9	104,407,095	4,745,777
95	90	26,396,000	17	1,552,706	10.6	84,227,184	4,954,540
139	60	16,906,000	11	1,536,909	11.1	60,183,151	5,471,196
37	180	39,686,000	26	1,526,385	7.8	128,284,264	4,934,010
82	120	28,699,000	19	1,510,474	10.9	92,846,826	4,886,675
115	60	22,613,000	15	1,507,533	15.4	70,329,019	4,688,601
116	90	22,593,000	15	1,506,200	10.8	73,582,675	4,905,512
29	180	41,737,000	28	1,490,607	11.1	131,634,811	4,701,243
52	150	35,680,000	24	1,486,667	7.5	113,019,179	4,709,132
144	60	16,348,000	11	1,486,182	8.2	55,453,034	5,041,185
166	60	13,368,000	9	1,485,333	10.9	45,823,494	5,091,499
178	60	11,851,000	8	1,481,375	12.3	42,981,407	5,372,676
101	90	25,127,000	17	1,478,059	9.9	79,975,086	4,704,417
145	60	16,228,000	11	1,475,273	6.6	54,235,884	4,930,535

【プール制認定職員数当たりプール制配分金が多い順】

(参考)

NO	定員	プール制配分金 (年間支払額) A	プール制 認定職員数 B	プール制認定職員数当たり プール制配分金 A/B	平均 在職年数	プール制所要額 (年額) C	プール制認定職員数当たり プール制所要額 C/B
64	150	33,925,000	23	1,475,000	10.5	105,208,618	4,574,288
80	90	29,173,000	20	1,458,650	7.1	93,264,077	4,663,204
132	60	18,899,000	13	1,453,769	8.0	64,731,629	4,979,356
76	150	30,032,000	21	1,430,095	8.2	97,989,826	4,666,182
114	90	22,869,000	16	1,429,313	9.3	76,799,607	4,799,975
84	150	28,473,000	20	1,423,650	6.8	91,730,147	4,586,507
43	180	38,014,000	27	1,407,926	9.1	124,454,606	4,609,430
36	180	40,546,000	29	1,398,138	9.2	136,730,674	4,714,851
109	90	23,663,000	17	1,391,941	7.9	81,872,382	4,816,022
60	220	34,679,000	25	1,387,160	13.6	122,373,187	4,894,927
83	120	28,657,000	21	1,364,619	9.7	93,620,003	4,458,095
123	60	20,355,000	15	1,357,000	7.6	68,948,421	4,596,561
153	60	14,765,000	11	1,342,273	6.4	53,025,655	4,820,514
168	60	13,008,000	10	1,300,800	9.3	51,653,849	5,165,385
121	90	20,797,000	16	1,299,813	14.0	79,002,249	4,937,641
58	150	35,053,000	27	1,298,259	6.8	119,743,092	4,434,929
105	180	24,662,000	19	1,298,000	6.1	87,881,780	4,625,357
170	60	12,899,000	10	1,289,900	8.7	48,919,070	4,891,907
184	30	10,235,000	8	1,279,375	18.2	38,774,643	4,846,830
53	210	35,677,000	28	1,274,179	9.5	135,709,532	4,846,769
120	90	21,625,000	17	1,272,059	9.6	81,530,765	4,795,927
124	90	20,268,000	16	1,266,750	17.4	72,257,460	4,516,091
133	90	18,691,000	15	1,246,067	6.4	71,269,186	4,751,279
146	90	16,198,000	13	1,246,000	10.2	68,931,974	5,302,460
104	150	24,836,000	20	1,241,800	7.8	94,088,842	4,704,442
88	120	27,219,000	22	1,237,227	6.1	98,744,165	4,488,371
154	60	14,757,000	12	1,229,750	9.4	56,355,246	4,696,271
117	120	22,123,000	18	1,229,056	7.2	80,335,678	4,463,093
181	60	11,005,000	9	1,222,778	11.6	41,057,097	4,561,900
155	90	14,572,000	12	1,214,333	5.8	54,974,196	4,581,183
93	120	26,502,000	22	1,204,636	6.9	93,939,597	4,269,982
119	120	21,662,000	18	1,203,444	9.6	79,613,861	4,422,992
140	90	16,788,000	14	1,199,143	8.9	65,752,711	4,696,622
158	60	14,360,000	12	1,196,667	9.9	58,509,246	4,875,771
97	150	26,283,000	22	1,194,682	6.8	99,576,026	4,526,183
130	90	19,101,000	16	1,193,813	12.4	76,214,997	4,763,437
190	30	9,529,000	8	1,191,125	6.9	36,147,771	4,518,471
167	60	13,015,000	11	1,183,182	6.0	51,479,466	4,679,951
125	90	20,046,000	17	1,179,176	10.3	79,236,785	4,660,987
90	120	27,082,000	23	1,177,478	3.7	97,894,453	4,256,281
160	60	14,021,000	12	1,168,417	5.6	54,845,943	4,570,495
70	180	31,518,000	27	1,167,333	4.3	121,357,661	4,494,728
111	90	23,281,000	20	1,164,050	3.2	87,837,178	4,391,859
147	90	15,957,000	14	1,139,786	8.7	67,136,591	4,795,471
163	60	13,577,000	12	1,131,417	4.0	55,299,356	4,608,280
212	30	4,442,000	4	1,110,500	13.3	23,523,130	5,880,783
177	60	12,153,000	11	1,104,818	8.6	52,499,332	4,772,667
108	120	23,719,000	22	1,078,136	4.3	93,514,020	4,250,637
151	90	14,974,000	14	1,069,571	4.9	66,068,927	4,719,209
171	30	12,763,000	12	1,063,583	3.1	50,357,692	4,196,474
162	90	13,707,000	13	1,054,385	4.9	64,005,106	4,923,470
142	45	16,539,000	16	1,033,688	5.6	69,106,002	4,319,125
180	60	11,310,000	11	1,028,182	4.1	50,151,101	4,559,191
136	60	18,357,000	18	1,019,833	10.3	79,338,856	4,407,714
129	90	19,251,000	19	1,013,211	8.6	81,369,999	4,282,632

【プール制認定職員数当たりプール制配分金が多い順】

(参考)

NO	定員	プール制配分金 (年間支払額) A	プール制 認定職員数 B	プール制認定職員数当たり プール制配分金 A/B	平均 在職年数	プール制所要額 (年額) C	プール制認定職員数当たり プール制所要額 C/B
173	60	12,559,000	13	966,077	3.6	55,217,390	4,247,492
156	90	14,459,000	15	963,933	8.3	68,390,042	4,559,336
164	90	13,465,000	14	961,786	4.4	63,038,706	4,502,765
159	90	14,336,000	15	955,733	5.9	65,973,956	4,398,264
211	30	4,676,000	5	935,200	10.0	29,243,967	5,848,793
186	60	10,018,000	11	910,727	6.6	48,989,568	4,453,597
77	235	29,950,000	33	907,576	5.9	144,274,925	4,371,967
182	60	10,857,000	12	904,750	8.6	49,093,723	4,091,144
138	120	17,185,000	19	904,474	4.0	80,020,325	4,211,596
179	120	11,754,000	13	904,154	4.5	58,457,835	4,496,757
149	105	15,230,000	17	895,882	6.7	67,811,888	3,988,935
112	150	23,163,000	26	890,885	7.0	106,434,094	4,093,619
176	120	12,161,000	14	868,643	7.2	55,734,911	3,981,065
131	150	19,088,000	22	867,636	3.4	93,032,571	4,228,753
191	60	9,320,000	11	847,273	4.2	48,273,726	4,388,521
157	90	14,386,000	17	846,235	5.1	70,984,718	4,175,572
172	75	12,635,000	15	842,333	9.4	61,489,355	4,099,290
195	60	8,941,000	11	812,818	1.8	49,421,578	4,492,871
169	90	12,982,000	16	811,375	5.4	67,077,113	4,192,320
161	90	13,738,000	17	808,118	8.6	69,489,874	4,087,640
152	180	14,904,000	19	784,421	3.8	84,057,169	4,424,062
206	45	5,415,000	7	773,571	9.6	36,413,445	5,201,921
187	90	9,983,000	13	767,923	6.4	62,779,856	4,829,220
183	60	10,507,000	14	750,500	3.1	55,036,475	3,931,177
150	120	15,006,000	20	750,300	4.3	79,387,382	3,969,369
194	60	8,978,000	12	748,167	8.0	52,832,915	4,402,743
165	90	13,402,000	18	744,556	3.5	73,757,204	4,097,622
113	240	22,918,000	31	739,290	7.0	135,270,694	4,363,571
126	180	19,912,000	27	737,481	4.2	105,479,021	3,906,630
141	180	16,631,000	23	723,087	5.6	99,210,222	4,313,488
143	150	16,508,000	23	717,739	3.2	88,698,699	3,856,465
185	90	10,023,000	14	715,929	3.4	59,552,078	4,253,720
201	60	7,130,000	10	713,000	5.8	43,405,701	4,340,570
127	120	19,756,000	29	681,241	3.4	110,444,238	3,808,422
196	120	8,750,000	13	673,077	4.5	54,206,833	4,169,756
213	30	4,014,000	6	669,000	8.0	31,827,445	5,304,574
192	90	9,303,000	14	664,500	9.8	60,075,284	4,291,092
202	60	6,592,000	10	659,200	8.1	44,932,907	4,493,291
174	120	12,281,000	19	646,368	2.7	75,061,980	3,950,631
175	120	12,220,000	19	643,158	4.7	73,215,166	3,853,430
197	75	8,532,000	15	568,800	5.3	59,023,446	3,934,896
208	90	5,096,000	9	566,222	3.2	37,997,756	4,221,973
189	90	9,815,000	18	545,278	1.5	65,551,185	3,641,733
193	90	9,129,000	18	507,167	2.7	69,530,646	3,862,814
205	60	5,424,000	11	493,091	2.1	43,173,235	3,924,840
199	90	7,735,000	16	483,438	3.3	61,895,378	3,868,461
204	60	5,529,000	12	460,750	4.9	46,186,223	3,848,852
209	60	5,032,000	11	457,455	3.4	44,283,465	4,025,770
198	90	8,139,000	18	452,167	4.5	69,331,417	3,851,745
203	90	6,410,000	15	427,333	3.6	62,556,000	4,170,400
215	45	3,369,000	8	421,125	5.3	34,700,125	4,337,516
217	30	2,591,000	7	370,143	4.0	31,439,104	4,491,301
220	45	1,725,000	5	345,000	6.6	25,109,106	5,021,821
216	60	3,034,000	9	337,111	1.0	34,476,276	3,830,697
200	70	7,284,000	22	331,091	3.4	84,114,086	3,823,368

【プール制認定職員数当たりプール制配分金が多い順】

(参考)

NO	定員	プール制配分金 (年間支払額) A	プール制 認定職員数 B	プール制認定職員数当たり プール制配分金 A/B	平均 在職年数	プール制所要額 (年額) C	プール制認定職員数当たり プール制所要額 C/B
214	60	3,608,000	12	300,667	4.4	46,832,237	3,902,686
219	60	1,902,000	7	271,714	7.4	32,060,256	4,580,037
221	60	1,661,000	8	207,625	12.0	35,743,794	4,467,974
218	60	1,939,000	11	176,273	5.0	46,468,843	4,224,440
222	30	0	8	0	0.5	21,046,712	2,630,839
223	60	0	11	0	3.9	40,862,804	3,714,800
224	60	0	11	0	1.5	32,209,812	2,928,165
	定員	プール制配分金 (年間支払額)	プール制 認定職員数	プール制認定職員数当たり プール制配分金	平均 在職年数	プール制所要額 (年額)	プール制認定職員数当たり プール制配分金
	21,915	5,551,261,000	3,727	1,489,472	9.8	18,105,005,388	4,857,796

※プール制認定職員数は平成21年3月時点の数値。(フリー経費定数を含み、欠員等は考慮していない。)

プール制認定職員数あたりのプール制配分金

金額 (円)

4,000,000

3,500,000

3,000,000

2,500,000

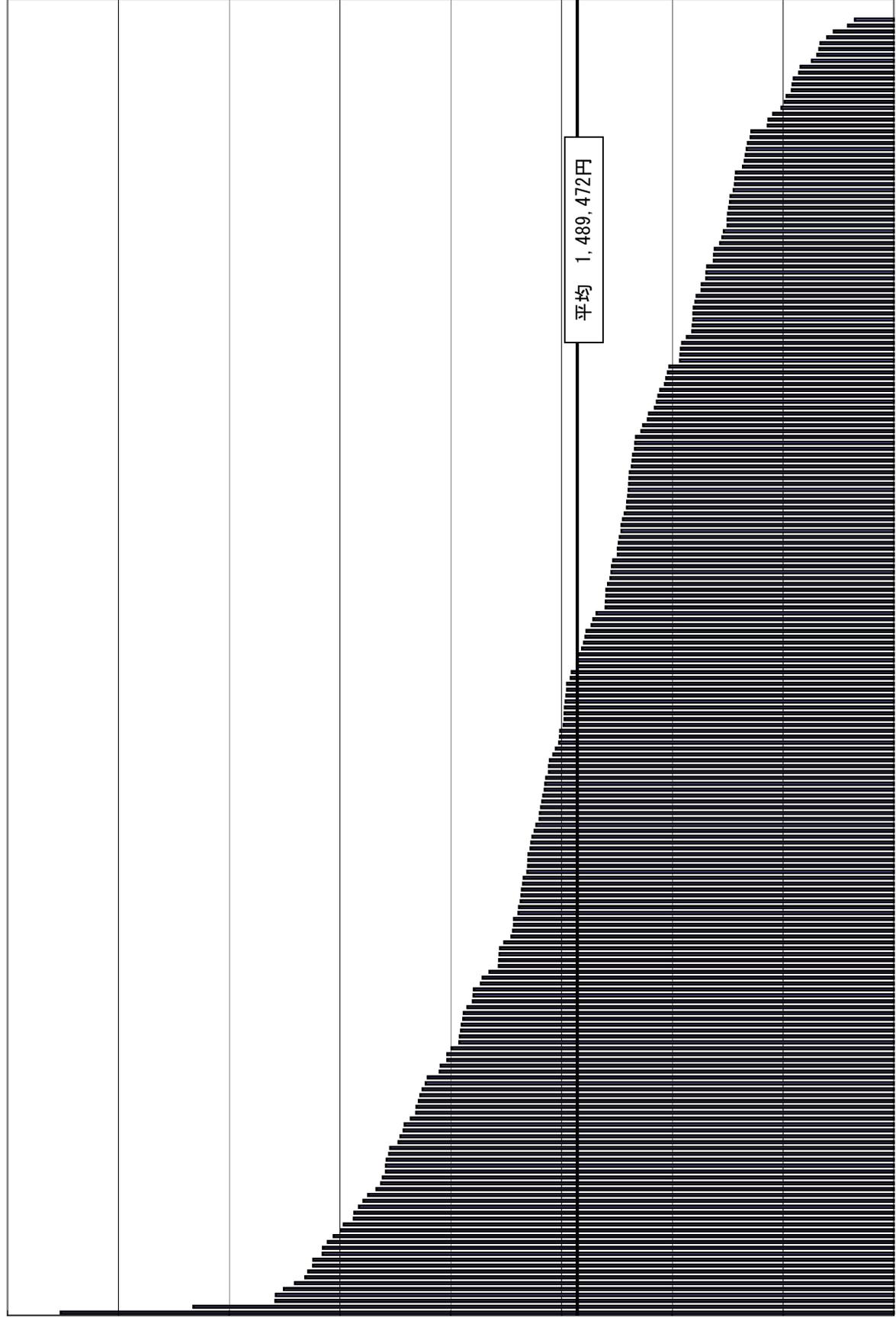
2,000,000

1,500,000

1,000,000

500,000

0



プール制認定職員数あたりのプール制配分金(平成20年度データ)

← 多い

少ない →

平成20年度 政令指定都市予算比較等

資料3

種別	都市名	札幌市	仙台市	さいたま市	千葉市	川崎市
保育対策費		18,762,949	9,231,596	8,015,043	7,073,344	10,147,366
(千円)	保育所措置費	14,864,250	6,187,799	4,333,800	3,309,061	4,654,190
	保育所法外援護費	1,542,415	1,011,305	955,926	1,456,366	1,842,115
	市立保育所運営費	1,186,047	781,180	2,666,817	2,261,968	2,350,116
	家庭保育対策費	0	46,942	0	25,993	55,008
	その他	1,170,237	1,204,370	58,500	19,956	1,245,937
入所児童一人当たりの保育対策費 (家庭保育対策費を除く：人)		1,058.6	799.12	747.16	667.17	761.14
学齢前児童数(人)		86,514	54,664	66,010	51,539	77,817
要保育児童数(人)		18,005	12,581	10,950	10,897	15,013
保育所定員 (人)	公立	1,900	4,702	6,413	6,555	7,565
	公設民営	360	0	0	0	725
	私立	14,755	6,062	3,970	3,527	4,495
	合計	17,015	10,764	10,383	10,082	12,785
保育所数 (箇所)	公立	23	49	62	60	79
	公設民営	5	0	0	0	8
	私立	162	68	57	33	48
	合計	190	117	119	93	135
入所児童数 (人)	0歳児	1,100	910	694	534	1,020
	1.2歳児	5,748	3,622	3,298	3,231	4,391
	3歳児	3,458	2,130	2,166	2,220	2,600
	4歳以上児	7,428	4,832	4,573	4,577	5,252
	合計	17,734	11,494	10,731	10,562	13,263
保育士配置基準	0歳児	3:1	3:1	3:1	概ね 3:1 (含看護師)	3:1
	1.2歳児	6:1	6:1	6:1	5:1	6:1
	3歳児	20:1	20:1	20:1	20:1	20:1
	4歳以上児	30:1	4歳児 25:1 5歳児 30:1	30:1	25:1 ただし、国基準を下まわる場合は国基準	30:1 年休代替要員 1施設に1人配置 休憩休息要員 保育士4人につき 保育士1人配置
保育士以外の配置基準	調理員	(公立) 正職1人+パート1人 乳幼児併設園 定員(90) 1人+パート2人 定員(120~) 1人+パート3人	定員 40人:1人 定員 60~90人: 1人+パート1人 定員 100~120人:2人 定員 130人: 2人+パート1人 栄養士 各保育所1人 保健師 課付2人	公立:原則各保育所 2人	定員180人以上 2人 定員179人以下 1人 (ただし、定員150~ 179人は非常勤加配)	定員60~ 95 1人 120 2人 210 3人
	その他	(公立) 乳児保育園及び乳幼児併設保育園に 看護師 各1人 栄養士 乳児保育園 2園に1人 乳幼児併設園 2園に1人 保育・子育て支援センター 各1人		用務員(公立) 原則各保育所 1人 看護師(公立) 0才児9名以上の保育 所 1人	看護師・栄養士... 0歳児入所施設に 各1人 用務員...各施設に1人	栄養士 乳児指定園に1人 用務員 年休代替要員 1施設に1人配置

※数値は、平成20年4月1日現在

種 別	都 市 名	横 浜 市	新 潟 市	静 岡 市	浜 松 市	名 古 屋 市
保育対策費		56,013,120	13,761,378	8,210,585	8,423,170	25,741,482
(千円)	保育所措置費	32,109,407	9,781,106	5,033,659	5,910,322	16,664,653
	保育所法外援助費	13,640,471	1,108,031	1,337,290	1,738,600	4,698,181
	市立保育所運営費	5,325,722	2,802,347	1,799,656	774,248	3,582,399
	家庭保育対策費	180,869	0	0	0	99,407
	その他	4,756,651	69,894	39,980	0	696,842
入所児童一人当たりの保育対策費 (家庭保育対策費を除く：人)		1,491 1	779 13	749 15	996 8	809 11
学齢前児童数 (人)		200,022	39,587	35,574	46,569	117,823
要保育児童数 (人)		29,647	17,668	11,120	8,552	32,111
保育所定員 (人)	公 立	8,857	8,250	5,765	2,195	11,744
	公設民営	160	0	0	0	0
	私 立	26,565	9,665	5,415	5,930	21,114
	合 計	35,582	17,915	11,180	8,125	32,858
保育所数 (箇所)	公 立	104	93	47	23	123
	公設民営	2	0	0	0	0
	私 立	296	108	55	61	159
	合 計	402	201	102	84	282
入所児童数 (人)	0 歳 児	2,431	643	434	477	1,366
	1. 2 歳児	10,654	4,885	3,100	2,865	9,070
	3 歳 児	6,833	3,915	2,407	1,704	6,921
	4 歳以上児	14,331	8,225	5,018	3,411	14,326
	合 計	34,249	17,668	10,959	8,457	31,683
保育士 配置基 準	0 歳 児	3 : 1	3 : 1	3 : 1	3 : 1	3 : 1
	1. 2 歳児	公立 6 : 1 私立 1歳 4 : 1 " 2歳 5 : 1	1歳児 3 : 1 2歳児 6 : 1	公立 1歳 4 : 1 2歳 6 : 1 私立 6 : 1	公立 1歳 4 : 1 2歳 5 : 1 私立 6 : 1	6 : 1
	3 歳 児	公立 20 : 1 私立 15 : 1	20 : 1	20 : 1	20 : 1	20 : 1
	4 歳以上児	公立 30 : 1 私立 24 : 1	30 : 1	30 : 1	30 : 1	30 : 1
保育士 以外の 配置基 準	調理員	公立 定員60~79で乳 児定員が6名→1人+嘱 託1 定員60~79で乳児定員 が7名以上 →1人+嘱 託1 80~99 2人+臨時1	公立 定員 45人以下 1人 46人~119人 1人+ パート1人 120人~149人 2人 150人以上 2人+ パート1人 (離乳食、除去食の必 要数に応じ短時間パー ト1~5時間を配置)	0歳児人数×2+ 1、2歳児人数×1.5+ 3歳以上児人数×1の数 (=n)が 130以下 正規 2人 6H 1人 131~150 正規 2人 6H 2人 151~180 正規 3人 6H 1人 181~ 正規 3人 6H 2人 ◎3Hパート各園1人配置 ◎加配：nが151~190 または児童数201以上に つき臨時1名	公立 0歳児人数×2+ 1、2歳児人数×1.5+ 3歳以上児人数×1の数 が 40以下 4H 1人 8H 1人 41~70 8H 2人 71~135 8H 3人 136~175 8H 3人 4H 1人 176~ 8H 4人 民間 国基準	調理員 定員~150人原則2人 (54か所については 1人+局嘱託員) 定員151人~ 3人 (民間2人+非常勤1 人) その他 公立 ・産休あけ保育実施園 保健師1人 ・未満児定員60人~、 40人~で産休あけ 看護師 1人 (5か所については 局嘱託職員1人) 民間 入所予約事業実施園 保健師又は看護師1人
	その他	公立(産休明け保育指 定園等20園) 看護師又は保健師 1人	看護師又は保健師 0歳児9人以上 1人			

※数値は、平成20年4月1日現在

種 別	都 市 名	京都市	大阪市	堺市	神戸市	広島市
保育対策費		33,851,722	44,682,763	11,217,021	21,750,484	21,956,559
(千円)	保育所措置費	21,364,068	34,400,285	8,792,877	16,756,734	15,457,512
	保育所法外援護費	6,593,935	2,914,474	1,809,326	1,245,999	4,617,179
	市立保育所運営費	613,242	3,809,745	594,818	1,578,788	1,551,246
	家庭保育対策費	366,975	136,237	20,000	159,879	0
	その他	4,913,502	3,422,022	0	2,009,084	330,622
入所児童一人当たりの保育対策費 (家庭保育対策費を除く：人)		1,309 2	1,102 5	905 10	1,156 3	1,121 4
学齢前児童数 (人)		67,980	127,752	47,543	78,342	67,182
要保育児童数 (人)		25,671	41,114	13,092	19,164	19,356
保育所定員 (人)	公 立	2,505	11,981	2,816	7,447	11,239
	公設民営	210	2,101	43	0	33
	私 立	21,705	26,695	8,575	11,296	9,133
	合 計	24,420	40,777	11,434	18,743	20,405
保育所数 (箇所)	公 立	休所中1箇所を含む 32	111	24	73	89
	公設民営	3	21	1	0	1
	私 立	221	220	73	116	71
	合 計	256	352	98	189	161
入所児童数 (人)	0 歳 児	1,557	2,167	866	857	755
	1. 2 歳児	8,172	12,840	3,948	6,083	5,944
	3 歳 児	5,214	8,174	2,483	3,714	4,115
	4歳以上児	10,629	17,237	5,082	8,023	8,772
	合 計	25,572	40,418	12,379	18,677	19,586
保育士 配置基 準	0 歳 児	3 : 1	3:1	3:1	3 : 1	3 : 1
	1. 2 歳児	1歳児 5 : 1 2歳児 6 : 1	1歳 5 : 1 2歳 6 : 1	公立 1歳 5 : 1 2歳 6 : 1 私立 6 : 1 ただし1歳児を5 : 1 の配置基準にするため 必要な経費の補助を 行っている。	6 : 1	6 : 1
	3 歳 児	15 : 1	20 : 1	20:1	20 : 1	20 : 1
	4歳以上児	4歳児 20 : 1 5歳児 25 : 1	30 : 1	30:1	30 : 1	30 : 1
保育士 以外の 配置基 準	調理員	公営：基本分 ・児童数40人以下 40:1 ・ " 41人以上 55:1 その他加配あり ○最低1名保障, 3名 限度 民営： 共通事項 ・定員59人以下 1名 ・定員60名以上 2名 加配 ・定員90人以下かつ 0歳児6人以上 1名 ・定員91~120人かつ 0歳児5人以上 1名 ・定員121~150人かつ 0歳児4人以上 1名 ・定員151名以上 1名 (非常勤)	公立：150人以下 2人 151人以上 3人 私立：45人以下 1人 46~150人 2人 151人以上 3人 (2人+非常勤1人)	公立： 乳児保育実施保育所 3名 その他の保育所 2名 民間： 定員45人以下 1人以上 定員46~150人 2人以上 定員151人以上 3人以上 (民間2人+非常勤1 人)	公立：原則各保育所2人 民間：国基準+1人	私立 国基準のとおり 公立 45人以下： 1人+嘱託1人 46人~119人： 1人+嘱託2人+臨時 (4H)1人 120人~150人： 1人+嘱託2人+臨時 (4H)2人 151人~199人： 2人+臨時(8H)1人+ 臨時(4H)1人 200人以上： 2人+嘱託3人+臨時 (4H)1人
	その他				公立：管理員等1人	

※数値は、平成20年4月1日現在

種 別		都 市 名	北九州市	福岡市
保育対策費			15,883,149	22,672,014
(千円)	保育所措置費		13,050,000	20,147,794
	保育所法外援護費		637,158	1,386,223
	市立保育所運営費		702,892	653,723
	家庭保育対策費		38,083	0
	その他		1,455,016	484,274
入所児童一人当たりの保育対策費 (家庭保育対策費を除く：人)			1,037 7	930 9
学齢前児童数（人）			50,224	77,473
要保育児童数（人）			15,277	25,123
保育所定員 (人)	公 立		2,390	1,920
	公設民営		975	0
	私 立		12,559	21,695
	合 計		15,924	23,615
保育所数 (箇所)	公 立		24	17
	公設民営		8	0
	私 立		125	154
	合 計		157	171
入所児童数 (人)	0 歳 児		755	1,492
	1. 2 歳児		5,284	7,698
	3 歳 児		2,888	4,784
	4 歳以上児		6,350	10,411
	合 計		15,277	24,385
保育士 配置基 準	0 歳 児		3 : 1	3 : 1
	1. 2 歳児		6 : 1	6 : 1
	3 歳 児		20 : 1	20 : 1
	4 歳以上児		30 : 1	30 : 1
保育士 以外の 配置基 準	調理員	国の基準のとおり	公立 ～100人まで 2人 101人から160人まで 3人 161人から180人まで 4人 (パート調理員) 100人 4.5h×300日 150人 4.5h×150日 160人 5.0h×300日 180人 5.0h×300日	
	その他		私立 45人以下 1人 46～150人 2人 151人以上 3人 (パート調理員) 100人以上 5.0h× 300日	

※数値は、平成20年4月1日現在

東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金交付要綱（保育所）

- 15 福子推第1424号平成16年3月30日福祉局長決定
- 17 福保子支第1711号平成18年3月31日一部改正
- 18 福保子支第806号平成18年11月24日一部改正
- 18 福保子支第1293号平成19年2月13日一部改正
- 19 福保子支第1127号平成19年12月9日一部改正
- 19 福保子支第1551号平成20年2月27日一部改正
- 20 福保子支第474号平成20年7月11日一部改正
- 20 福保子支第1475号平成21年3月3日一部改正

第1 目的

東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金（以下「補助金」という。）は、社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人及び公益財団法人、宗教法人並びに個人（以下「社会福祉法人等」という。）が設置する社会福祉施設の運営等（以下「補助事業」という。）に要する費用の一部を予算の範囲内で補助することにより、社会福祉施設利用者の福祉の向上を図ることを目的とする。

第2 交付の対象

この補助金は、第3に定める社会福祉施設を東京都の区域内に設置し、かつ、適正な運営が行われている社会福祉法人等を交付の対象とする。

第3 交付の対象施設及び対象経費

- 1 この補助金の交付の対象となる社会福祉施設は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条に規定する保育所であって、適正な運営が確保されている、次のいずれかに該当する施設（以下「交付対象施設」という。）とする。ただし、認定こども園の認定を受けた保育所を除く。
 - (1) 平成11年度以前に開設した社会福祉法人等立保育所
 - (2) 平成12年度以降開設した社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人及び公益財団法人立保育所
- 2 知事は、次のいずれかに該当する交付対象施設に対しては、補助金の一部又は全部を交付しないことができる。
 - (1) 毎年度当初において高額繰越金等を有するもの
 - (2) 児童福祉法、社会福祉法（昭和26年法律第45号）又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反したもの
 - (3) 児童福祉法、社会福祉法又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反した社会福祉法人等が設置するもの
 - (4) 東京都が実施する指導検査における文書指摘事項について、度重なる指導にもかかわらず、改善しないもの又は改善の見込みがないもの

- (5) 東京都が実施する指導検査における文書指摘事項について、度重なる指導にもかかわらず、改善しない社会福祉法人等又は改善の見込みがない社会福祉法人等が設置するもの
- (6) 東京都民間社会福祉施設運営情報等公表事業実施要綱（平成16年3月30日付15福総画第406号）に基づく運営情報等公表事業を実施しないもの

3 この補助金の交付の対象となる経費は、交付対象施設の運営費とする。

第4 交付額の算定方法

この補助金の交付額は、次の1及び2により算定した額の合計額（1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。）とする。

1 基本補助の算定

事業実施年度における各月について、別表1に定める年齢別・定員別・延長保育事業実施・未実施別単価に、当該年齢区分に応じた各月初日の在籍児童数を乗じて得た額の合計額

2 施設の努力・実績加算の算定

(1) 特別保育事業等推進加算

別表2に掲げる加算項目のうち、該当するものについて、同表に示す算定基準により算定した額の合計額

(2) 保育所地域子育て支援推進加算

ア 別表3に掲げる加算項目のうち、基準以上実施しているものについて、同表に示す算定基準により算定した額。ただし、保育拠点活動支援を除く。

イ 別表3に掲げる保育拠点活動支援を基準以上実施しているものについて、同表に示す算定基準により算定した額

(3) サービス評価・改善計画加算

別表4に掲げる加算項目について、同表に示す算定基準により算定した額

第5 補助金の交付の申請

この補助金の交付を受けようとする社会福祉法人等は、別に定める日までに補助金交付申請書（別記第1号様式）を提出しなければならない。

第6 変更の交付申請

この補助金の交付申請の内容を変更しようとする社会福祉法人等は、別に定める日までに補助金変更交付申請書（別記第2号様式）を提出しなければならない。

第7 交付の決定等

知事は、第5又は第6による申請があったときは、当該申請書の内容を審査し、適当と認めた場合は、交付を決定し、申請者に通知する。

第8 補助金の交付方法

この補助金は、社会福祉法人等の請求に基づき、第7で決定した額の12分の1の額を各月末日までに交付する。

第9 事務委託

知事は、この補助金に係る事務の一部を当該事務等を適切に行える法人等に委託することができる。

第10 交付の条件

この補助金は、次の条件を付して交付する。

1 事情変更による決定の取消し等

知事は、交付の決定の後においても、事情の変更により特別の必要が生じたときは、この交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又はこの交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 承認事項

社会福祉法人等は次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、(1)に掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りでない。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

3 事故報告等

社会福祉法人等は、補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかにその理由及び状況を書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

4 状況報告

社会福祉法人等は、知事の求めに応じて、補助事業の遂行の状況に関し書面により報告しなければならない。

5 遂行命令及び遂行の一時停止命令

- (1) 知事は、社会福祉法人等が提出する報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業がこの補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、社会福祉法人等に対しこれらに従って補助事業を遂行すべきことを命ずる。
- (2) 社会福祉法人等が(1)の命令に違反したときは、知事は、社会福祉法人等に対し、当該補助事業の一時停止を命ずることができる。

6 実績報告書の提出

社会福祉法人等は、補助事業が完了したとき、又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、6月5日までに実績報告書（別記第3号様式）を提出しなければならない。2の（2）の規定により廃止の承認を受けた場合も、また同様とする。

7 補助金の額の確定等

知事は、6の規定による実績報告書を受けた場合において、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果がこの交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、社会福祉法人等に通知する。

8 是正のための措置

知事は、7の規定による調査等の結果、補助事業の成果がこの交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、社会福祉法人等に対し、当該補助事業につき、これらに適合させるための処置をとることを命ずる。

9 決定の取消し

(1) 知事は、社会福祉法人等が次のいずれかに該当した場合は、この交付の決定の全部又は一部を取り消す。

ア 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

イ 補助金を他の用途に使用したとき。

ウ その他この交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令若しくはこの交付の決定に基づく命令に違反したとき。

(2) (1)の規定は、7の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

10 補助金の返還

(1) 知事は、1又は9の規定によりこの交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。

(2) 知事は、7の規定により社会福祉法人等に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。

11 違約加算金及び延滞金

(1) 社会福祉法人等は9の（1）の規定によりこの交付の決定の全部又は一部取り消され、補助金の返還を命じられたときは、社会福祉法人等は、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の受領額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）

を納付しなければならない。

- (2) 社会福祉法人等は、補助金の返還を命じられたにもかかわらず、これを納付期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じその未納額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

12 違約加算金の計算

- (1) 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における11の(1)の規定の適用については、返還を命じられた額に相当する補助金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命じられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとする。
- (2) 11の(1)の規定により、社会福祉法人等が納付した違約加算金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

13 延滞金の計算

11の(2)の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

14 他の補助金等の一時停止等

知事は、社会福祉法人等に対し、補助金の返還を命じ、社会福祉法人等が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、社会福祉法人等に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金と未納付額とを相殺するものとする。

15 財産処分の制限

- (1) 補助事業により取得し、又は効用が増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、平成20年7月11日厚生労働省告示第384号に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- (2) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を都に納付させることがある。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用が増加した財産については、善良な管理の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

16 交付対象施設の運営上の留意事項

この補助金の交付を受ける社会福祉法人等は、交付対象施設の運営に当たっては、別表5に定める各事項に留意し、遵守しなければならない。

17 施設に備える書類等

この補助金の交付を受ける社会福祉法人等は、別表6に定める書類を作成し、これを事業完了後5年間保管しなければならない。

第11 特別基準

特別の事情により、第4から第10までに定める算定基準、交付の手続き等によることができない場合は、あらかじめ知事の承認を受けて、その定めるところによることができる。

第12 その他

- (1) この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める要領による。
- (2) この要綱に定める用語の定義は別紙に定めるものとする。

附 則（平成16年3月30日付15福子推第1424号）

第1 この要綱は、平成16年4月1日から適用する。

第2 改正後の要綱の規定にかかわらず、平成15年度の実績報告については、改正前の要綱の規定及び様式を使用するものとする。

第3 平成12年度に、平成11年度以前から継続している個人立保育所を廃止・設置した個人立保育所については、本則第3に示す交付対象施設と同様の取り扱いとする。

第4 平成16年度の特例

平成16年度については、本則の規定にかかわらず交付額の算定は次による。

1 本則第4の1及び2の合計額が平成15年度の民間社会福祉施設サービス推進費補助金の交付額（以下「15年度交付額」という。）と同額又は上回る場合は、次の(1)及び(2)により算定した額と本則第4の3の額を合計した額（1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。）とする。

(1) 本則第4の1及び2の合計額（15年度交付額に100万円を加えた額上限とする。）

(2) 本則第4の1及び2の合計額から(1)で得た額を差し引いた額と本則第4の2の額に0.5を乗じて得た額（300万円を上限とする。）を比較し、いずれか小さい方の額

2 本則第4の1及び2の合計額が15年度交付額を下回る場合でその差額が100万円以下の場合は、本則第4により算定した額とする。

用語の定義

この要綱における用語の意義はそれぞれ次に定めるところによる。

- 1 「定員」とは、民間保育所において設置時に知事が認可した定員及び変更時に知事に事前に届け出た定員をいう。
- 2 「零歳児」とは、区市町村が法第24条の規定に基づき法第39条に規定する保育所において保育を行う児童で、当該保育を開始した日の属する月の初日（前年度から引き続き保育が実施されている児童については当該年度の初日）において、1歳に満たない児童をいう。なお、その児童が年度の途中で、1歳に達した場合でも、その児童が、1歳に達するまで在籍した保育所に引き続き在籍する場合は、その年度中に限り零歳児とみなす。
「1歳児」、「2歳児」、「3歳児」、「4歳以上児」についても同様の扱いとする。
- 3 「零歳児保育対策」とは、平成20年12月9日付20福保子支第1215号東京都福祉保健局長通知「東京都子育て推進交付金の政策誘導項目について」の別紙1「東京都子育て推進交付金政策誘導項目一覧」15に定める事業をいう。
- 4 「産休明け保育」とは、平成20年12月9日付20福保子支第1215号東京都福祉保健局長通知「東京都子育て推進交付金の政策誘導項目について」の別紙1「東京都子育て推進交付金政策誘導項目一覧」14に定める事業をいう。
- 5 「延長保育事業」とは、平成20年11月28日雇児発第1128003号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「次世代育成支援対策交付金の交付対象事業及び評価基準について」に定める事業として区市町村が助成する事業をいい、「2時間・3時間延長」及び「4時間以上延長」とは同通知1(5)②アの取扱いに関わらず、実際に実施した時間のことをいう。
- 6 「病児・病後児保育事業」とは、平成20年度東京都病児・病後児保育事業費補助金交付要綱（平成20年6月11日付20福保子支第163号）に定める事業として区市町村が助成する事業をいう。
- 7 「休日保育事業」とは、東京都保育対策等促進事業実施要綱（平成18年11月8日付18福保子支第734号）の別添1「休日・夜間保育事業実施要綱」3(1)に定める事業として区市町村が助成する事業をいう。
- 8 「一時・特定保育事業」とは、東京都一時・特定保育等事業実施要綱（平成7年10月23日付7福子推第276号）の第3の1及び2に定める事業として区市町村が助成する事業をいう。

- 9 「障害児保育事業（特児対象）」とは、平成20年12月9日付20福保子支第1215号東京都福祉保健局長通知「東京都子育て推進交付金の政策誘導項目について」の別紙1「東京都子育て推進交付金政策誘導項目一覧」16(1)に定める児童を対象とする事業をいう。
- 10 「障害児保育事業（その他）」のうち「知的」とは、平成20年12月9日付20福保子支第1215号東京都福祉保健局長通知「東京都子育て推進交付金の政策誘導項目について」の別紙1「東京都子育て推進交付金政策誘導項目一覧」16(2)イに定める児童又は知的・社会性・運動機能の発達に遅れがあり、「日常集団保育を実施するに当たり、特に配慮が必要である。」と囑託医等が認めた児童を対象とする事業をいう。
- 11 「障害児保育事業（その他）」のうち「身体」とは、平成20年12月9日付20福保子支第1215号東京都福祉保健局長通知「東京都子育て推進交付金の政策誘導項目について」の別紙1「東京都子育て推進交付金政策誘導項目一覧」16(2)アに定める児童を対象とする事業をいう。
- 12 「分園」とは、平成10年4月9日付児発第302号厚生省児童家庭局長通知「保育所分園の設置運営について」に基づき設置し、知事に届出たものをいう。
- 13 「アレルギー児」とは食物が原因で起こるアレルギー症状をもつと医師に診断された入所児童をいう。
- 14 「夜間保育所」とは、平成12年3月30日付児発第298号厚生省児童家庭局長通知「夜間保育所の設置認可等について」に基づき知事が設置認可したものをいう。
- 15 「小学校低学年児童」とは小学校1年生から3年生程度の児童をいい、学童クラブ事業（放課後児童健全育成事業）実施要綱（昭和40年8月18日付40民児童発第271号）3に定める「放課後児童」は含まない。
- 16 「家庭的保育を行うもの」とは家庭福祉員制度実施要綱（昭和44年6月24日付44民婦福発第203号）第2の1に定めるものをいう。
- 17 「育児困難家庭」とは、児童相談所又は子ども家庭支援センター等が関与している場合で、家庭での育児が困難と判断されたものをいう。

別表1

基本補助単価表(月額)

(定員別・年齢別・延長保育事業実施未実施別単価)

延長保育事業実施施設

(単位:円)

	20人	21～30人	31～45人	46～60人	61～90人	91～120人	121～150人	151人以上
0歳児	13,590	11,810	10,630	10,050	9,460	9,160	8,980	8,810
1歳児	10,280	8,510	7,320	6,740	6,150	5,850	5,680	5,500
2歳児	9,450	7,680	6,500	5,920	5,320	5,030	4,850	4,670
3歳児	6,560	4,790	3,600	3,020	2,430	2,130	1,960	1,780
4歳以上児	6,150	4,370	3,190	2,610	2,020	1,720	1,540	1,370

延長保育事業未実施施設

(単位:円)

	20人	21～30人	31～45人	46～60人	61～90人	91～120人	121～150人	151人以上
0歳児	12,350	10,990	10,080	9,640	8,910	8,750	8,650	8,560
1歳児	9,040	7,680	6,770	6,330	5,600	5,440	5,350	5,250
2歳児	8,210	6,850	5,950	5,500	4,770	4,610	4,520	4,420
3歳児	5,320	3,960	3,050	2,610	1,880	1,720	1,630	1,530
4歳以上児	4,910	3,550	2,640	2,200	1,470	1,310	1,210	1,120

別表2
努力・実績加算算定基準表
特別保育事業等推進加算

加算項目		対象保育所	対象児童数	利用者 一人当たり	単価(円)	算定方法	保管様式
1	零歳児保育対策実施 かつ産休明け保育実施	零歳児保育対策実施保育所であつ産 休明け保育実施保育所	毎月初日 零歳児在籍数	月額	13,930	単価×延べ零歳児在籍 数	月別名簿
2	零歳児保育対策実施 かつ産休明け保育未実施	零歳児保育対策実施保育所であつ産 休明け保育未実施保育所	毎月初日 零歳児在籍数	月額	7,150	単価×延べ零歳児在籍 数	月別名簿
3	零歳児の延長保育	零歳児の1時間以上の延長保育事業 を実施している保育所	30分を超える 延べ利用 零歳児数	件数払い	910	単価×延べ対象零歳児 数	保管様式1
4	延長保 育事 業 2時間・3時間延長	延長保育事業実施保育所のうち2時 間・3時間延長を実施している保育所	1時間30分を超 える延べ利用 児童数 (5「4時間以上 延長に該当す る児童を除 く。」)	件数払い	610	単価×延べ対象児童数	保管様式1
5	4時間以上延長	延長保育事業実施保育所のうち4時間 以上延長を実施している保育所	3時間30分を超 える延べ利用 児童数	件数払い	640	単価×延べ対象児童数	保管様式1
6	病児・病後児保育事業	病児・病後児保育事業実施保育所(体 調不良児対応型を除く。)	延べ 利用児童数	件数払い	6,800	単価×延べ利用児童数	保管様式2
7	休日保育事業	休日保育事業実施保育所	延べ 利用児童数	件数払い	4,160	単価×延べ利用児童数	保管様式3
8	一時・特定保育事業 (4時間未満)	一時保育事業実施保育所 特定保育事業実施保育所	延べ 利用児童数	件数払い	1,460	単価×延べ利用児童数	保管様式4
9	一時・特定保育事業 (4時間以上)	一時保育事業実施保育所 特定保育事業実施保育所	延べ 利用児童数	件数払い	2,920	単価×延べ利用児童数	保管様式4
10	障害児保育事業(特児対象)	障害児保育事業実施保育所(特別児 童扶養手当支給対象児を受入れ)	毎月初日 対象児童数	月額	34,000	単価×延べ対象児童数	保管様式5
11	障害児保育事業(その他)	知的 障害児保育事業実施保育所(その 他の障害児のうち、知的障害児を受入 れ)	毎月初日 対象児童数	月額	28,060	単価×延べ対象児童数	保管様式5
12		身体 障害児保育事業実施保育所(その 他の障害児のうち、身体障害児を受入 れ)	毎月初日 対象児童数	月額	21,220	単価×延べ対象児童数	保管様式5
13	分園設置	分園を設置している保育所	毎月初日 分園在籍 児童数	月額	4,520	単価×延べ在籍児童数 (分園)	月別名簿
14	アレルギー児対応	アレルギー児対応として、医師の指示 書に基づき、除去食・代替食を実施し ている保育所	毎月初日 対象児童数	月額	15,720	単価×延べ対象児童数	保管様式6
15	夜間保育	夜間保育所	毎月初日 在籍児童数	月額	4,070	単価×延べ在籍児童数	月別名簿
16	零歳児保育(市部・小規模)	市部において零歳児保育を実施してい る定員60人以下の保育所 (加算対象事業1又は2実施保育所は除く)	毎月初日 零歳児在籍数	月額	4,770	単価×延べ零歳児在籍 数	月別名簿
17	零歳児保育(町村部)	町村部において零歳児保育を実施して いる保育所 (加算対象事業1実施保育所は除く)	毎月初日 零歳児在籍数	月額	10,170	単価×延べ零歳児在籍 数	月別名簿
18	延長保育事業(町村部)	町村部において延長保育事業を実施し ている保育所	15分以上の延 べ利用児童数	件数払い	590	単価×延べ対象児童数	保管様式1
19	育児困難家庭への支援	育児困難家庭の児童を受け入れ、関 係機関と連携して当該家庭を支援する 保育所	毎月初日 対象児童数	月額	30,000	単価×延べ対象児童数	連携記録
20	外国人児童受入れ	両親、父又は母が外国人である児童を 受け入れ、当該家庭の言語・習慣・食 事等に特別な対応を行う保育所	毎月初日 対象児童数	月額	7,600	単価×延べ対象児童数	保管様式7
21	年末保育	12/29～31のうち2日以上開所する保 育所	12/29～1/3の 延べ 利用児童数	件数払い	9,800	単価×延べ対象児童数	利用児童名簿

- (1) 4時間以上延長を実施している保育所において、1時間30分超3時間30分以下の延長保育を利用した児童については、2時間・3時間延長の対象児童として4により算定する。
(2) 町村部において零歳児保育特別対策事業を実施している保育所については、産休明け保育実施の場合は1、未実施の場合は17により算定する。
(3) 町村部における延長保育事業については、2時間以上延長を実施している場合4又は5により算定し、4又は5に該当しない児童で15分以上の延長保育を利用した児童については18により算定する。

別表3
努力・実績加算項目算定基準表

保育所地域子育て支援推進加算(ポイント制)

【1ポイント単価：50,000円】

加算項目		対象事業	基準 (実施回数等)	ポイント	保管様式	
1	世代間交流	お年寄りとの交流	老人福祉施設等訪問、園行事招待等を通じてお年寄りとの交流を図る。	年10回以上	4	保管様式8
2	異年齢児童交流	小学生等との交流	在園児と、退所児童などの地域の小学生との交流を行う。	年6回以上	4	保管様式8
3		小中高生の育児体験受入れ	小中高生の職場体験、育児体験等を受入れる。	年10日以上	12	保管様式8
4		小学校低学年児童受入れ	小学校低学年児童(学童保育利用児童を除く。)を一時保育の場所を活用して年間を通じ継続的に受け入れる。	受入対象人数 10人以上	4	対象児童名簿
5	在宅支援活動	パートナー保育登録 ※①～⑥の事業については、パートナー保育登録者が5人以上の場合のみ加算対象とする。また、基準の算定にあたっては利用登録をした利用者のみ含めること。	利用登録をした利用者(保護者)に対して、随時の育児相談並びに下記①～⑥のサービスを実施する。登録対象は、在宅子育て家庭及び認証保育所や幼稚園等利用家庭であり、認可保育所利用家庭は含まない。	登録者5～9人	1	登録者名簿
				登録者10～19人	2	
				登録者20～29人	4	
				登録者30～39人	6	
				登録者40～49人	8	
				登録者50人以上	10	
				① 育児講座	パートナー保育登録をした家庭を対象に育児講座を開催する。	年3回以上 年6回以上
	② 保育所体験	パートナー保育登録をした家庭が在園児とともに保育所の生活を体験する。	年5回又は延べ10人以上 年10回又は延べ20人以上	6 12	保管様式9	
	③ 出産を迎える親の体験学習	パートナー保育登録をした出産前後の親の体験学習を行う。	年3回又は延べ6人以上	6	保管様式9	
			年6回又は延べ12人以上	12		
④ 子育てサークル支援	パートナー保育登録をした家庭が参加する子育てサークルを育成・支援する。	年3回以上	6	保管様式9		
		年6回以上	12			
⑤ 子育て情報誌の発行	パートナー保育登録をした家庭向けに子育て情報誌を発行する。	年10回以上	4	保管様式9		
		延べ20件以上 延べ40件以上	4 8			
⑥ 家庭訪問	パートナー保育登録をした家庭へ訪問し、子育てに関する相談や助言を行う。	延べ20件以上	4	保管様式9		
		延べ40件以上	8			
6	家庭的保育を行うものとの連携	家庭福祉員(保育ママ)に対し相談指導を行い、家庭福祉員が保育する児童を受入れる。	年10回以上	12	保管様式8	
7	出前保育	公園、公民館等の保育所以外の場において、在宅子育て家庭向けにお話会や集団遊び等を行う。	年6回以上	20	保管様式8	
8	健康増進支援	嘱託医の協力を得て、地域の在宅家庭児童を対象に健康診断、健康相談等を行う。	年6回以上	4	保管様式8	
9	地域拠点活動支援	基本分	保育士・看護師・栄養士等の実習生(学生)や研修生(NPO職員、新設保育所職員等)を職場に受け入れ指導・育成し、学校等に報告を行う。	年3人以上	8	保管様式10
				年6人以上	16	
		加算分	(ア) 基本分の保育所一般の研修・実習に加え、パートナー保育登録のサービスメニュー(育児相談並びに加算項目5の①～⑥)、又は一時保育に係る研修・実習を実施する。	基本分年3人以上	1	保管様式10
				基本分年6人以上	2	
(イ) 基本分の保育所一般の研修・実習に加え、病児・病後児保育に係る研修・実習を実施する。	基本分年3人以上	1	保管様式10			
	基本分年6人以上	2				
10	その他	自主的取組	保育所独自の先駆的取組(東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金取扱要領(保育所)により事前承認)		4・12・20	承認通知 実施記録

加算項目ごとに定める基準を満たす場合に、加算項目ごとに定めるポイントを加算する。

算定基準：50,000円×補助対象項目のポイント数の総和

別表4

サービス評価・改善計画加算		単価	算定基準
1	第三者評価受審	600,000	東京都民間社会福祉施設運営情報等公表事業実施要綱（平成16年3月30日付15福総画第406号）別表1に定める「サービス改善計画・実施状況の公表」のうち、「福祉サービス第三者評価を活用したサービス改善計画・実施状況の公表」を行う1施設あたり年額
2	利用者に対する調査実施	200,000	東京都民間社会福祉施設運営情報等公表事業実施要綱（平成16年3月30日付15福総画第406号）別表1に定める「サービス改善計画・実施状況の公表」のうち、「利用者に対する調査を活用したサービス改善計画・実施状況の公表」を行う1施設あたり年額

社会福祉施設法人等は、交付対象施設の運営等に当たっては、保育所設置許可等事務取扱要綱の定めるところによるほか、次の各事項に留意し、遵守するものとする。

1 交付対象施設運営の原則

交付対象施設の運営については、法令等の定めるところにより運営しなければならない。

2 会計処理及び支出対象経費

社会福祉法人は、次により会計処理をしなければならない。社会福祉法人以外のものもこれに準じた会計処理をしなければならない。なお、経理規程準則を適用する社会福祉法人にあつては括弧内*の文言に読み替えるものとする。

(1) この補助金は、原則として交付対象施設の施設経理区分の「経常経費補助金収入」

(*施設会計の「都補助金収入」として取扱うこと。

(2) 第4の1及び2の対象経費は当該年度における交付対象施設の運営費に充てることを原則とするが、長期的に安定した施設経営を確保するため、平成12年3月30日付児発第299号厚生省児童家庭局長通知「保育所運営費の経理等について」の1(3)の規定を準用する。ただし、「運営費」を「補助金」と読み替える。

施設に備える書類一覧

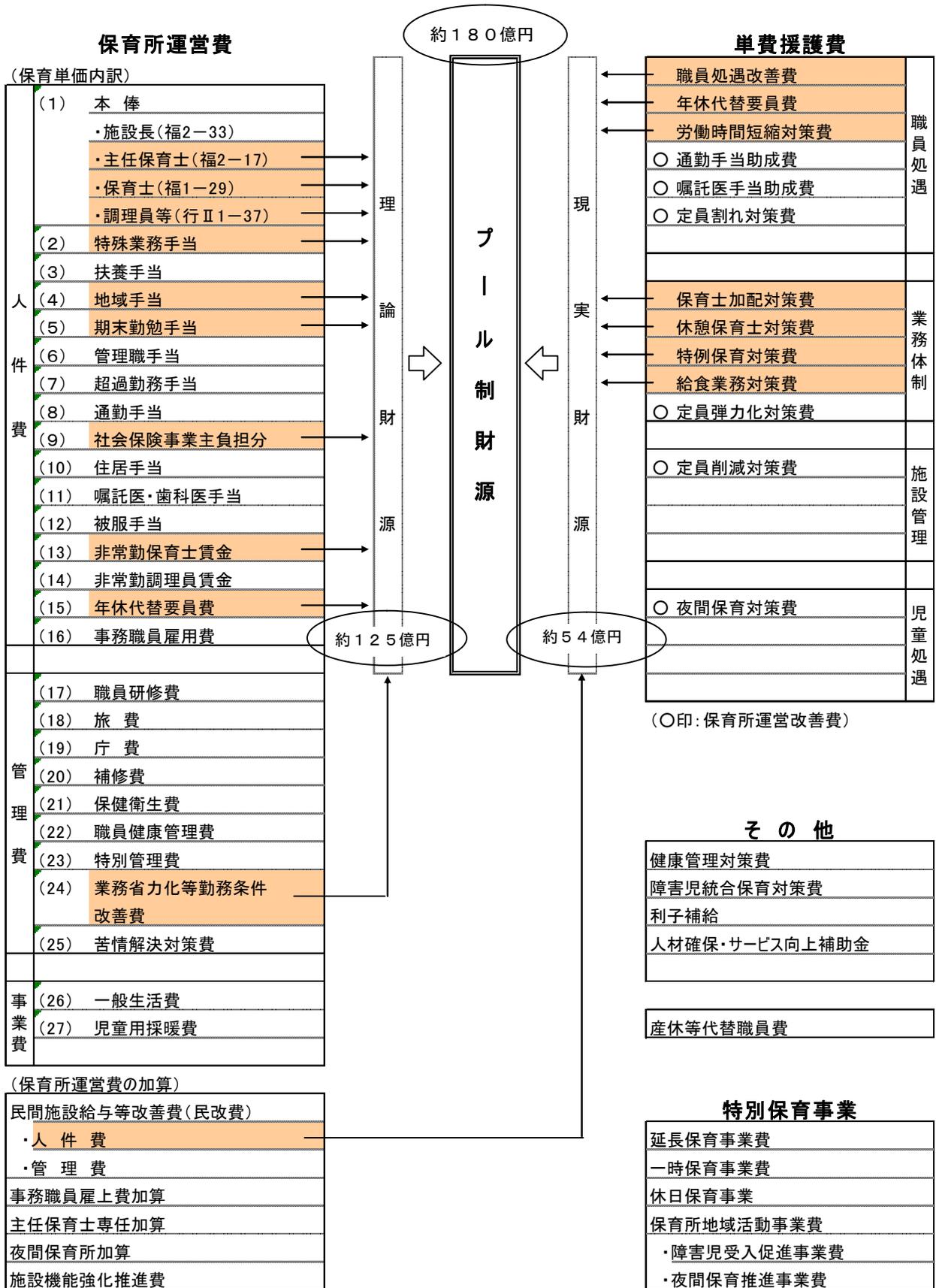
サービス推進費の項目		保管様式	保管様式に添付する書類	
基本補助		在籍児童名簿(各月別・年齢別)		
特別保育事業等推進加算	零歳児保育特別対策事業	在籍児童名簿(各月別)		
	延長保育事業	保管様式1	日々の記録(誰が何時まで利用したかがわかるもの)	
	病児・病後児保育事業	保管様式2	日々の利用児童名簿	
	休日保育事業	保管様式3	日々の利用児童名簿	
	一時・特定保育事業	保管様式4	日々の記録(誰が何時から何時まで利用したかがわかるもの)	
	障害児保育事業	保管様式5	該当する児童ごとに、区市町村からの認定通知書等又は障害の程度や日常生活レベルなどを記載した手帳・医師の診断書等の写し	
	分園設置	分園の在籍児童名簿(各月別)		
	アレルギー児対応	保管様式6	該当する児童ごとに、医師の診断書(指示書)の写し及び除去・代替食メニューの記録	
	夜間保育	在籍児童名簿(各月別)		
	育児困難家庭への支援	連携記録	関係機関とのケース会議の記録や保育所における対応の記録	
	外国人児童受入れ	保管様式7	該当する児童ごとに、具体的留意事項をまとめたもの	
	年末保育	利用児童名簿	年末保育実施の広報チラシ等	
努力・実績加算	保育所地域子育て支援推進加算	お年寄りとの交流	保管様式8	実施回ごとに日時・内容・広報・報告レポート・写真など
		小学生等との交流	保管様式8	およその参加人数が把握できるもの
		小中高生の育児体験受入れ	保管様式8	学校からの依頼文(日程・体験者氏名を記載したもの) 体験した生徒の感想文等
		小学校低学年児童受入れ	受入れ対象児童名簿	日々の利用児童名簿
		家庭的保育を行うものとの連携 出前保育 健康増進支援	保管様式8	実施回ごとに日時・内容・広報・報告レポート・写真など およその参加人数が把握できるもの
		パートナー保育登録	登録者名簿(様式任意)	登録時に記入してもらった登録票など
		パートナー保育登録者対象事業①～⑥	保管様式9	実施回ごとに日時・内容・広報・報告レポート・写真など 参加者名簿(パートナー保育登録者分のみ)
		保育拠点活動支援	保管様式10	実習生の通う学校や所属する事業者等からの依頼文
自主的取組	承認通知・実施記録	実施回ごとに日時・内容・広報・報告レポート・写真など 参加人数(地域の在宅子育て家庭)が把握できるもの		
サービス評価・改善計画加算		評価機関との契約書・領収書・結果報告書全文 サービス改善計画・実施状況報告書(様式3) ※翌年度10月31日までに10月1日現在の実施状況を記入したもの		

平成20年度保育所運営費単価（試算表）

区分		平成20年度
人 件 費	1 本俸	
	施設長（福2-33）	253,800円/月
	主任保育士（福2-17）	230,112円/月
	保育士（福1-29）	195,228円/月
	調理員等（行1-37）	165,800円/月
	2 特殊業務手当	
	主任保育士	9,450円/月
	保育士	7,800円/月
	3 扶養手当	1,392円/月
	4 調整手当	$(①+②+③) \times 0.10$
	5 期末勤勉手当	
	施設長	$\{(①+②+③+④)+ (① \times 1.1 \times 0.05)\} \times 4.5$
	その他の職員	$(①+②+③+④) \times 4.5$
	6 管理職手当	$① \times 1.10 \times 0.08 \times 1.13480$
	7 超過勤務手当	1,138円/月 $\times 8$ 時間
	8 通勤手当	2,232円/月
	9 社会保険負担金	$(①+②+③+④+⑤) \times 0.13480$
10 住居手当	1,478円/月	
11 嘱託医嘱託歯科医手当	176,410円/年	
12 被服手当	600円/年	
13 非常勤保育士賃金		
単価	5,920円	
勤務時間（1日）	定員91人以上 6時間	
年休代替要員費	14日/年	
14 非常勤調理員賃金		
単価	5,320円	
勤務時間（1日）	定員151人以上 6時間	
年休代替要員費	14日/年	
15 年休代替要員費		
単価（直接処遇職員費）	5,920円	
単価（間接処遇職員費）	5,320円	
16 事務職員雇上費		
単価	5,320円	
勤務時間（1日）	156日 特別保育実施 260日	
17 暫定一時金	なし	
管 理 費	18 職員研修費	1,520円 $\times 2$ 回 3,040円
	19 旅費	5,617円/年
	20 庁費	68,000円/年
	21 補修費	1 m ² 当たり年額 361円
	22 保健衛生費	児童1人当たり年額400円
	23 健康管理費	5,035円
	24 特別管理費	1施設当たり年額 154,000円
	25 勤務条件改善費	
	直接処遇職員費	285,700円/年
間接処遇職員費	276,640円/年	
26 苦情解決対策費	1施設当たり年額 25,920円	
事 業 費	27 一般生活費	
	3歳未満児	児童1人当たり月額 9,550円
	3歳以上児	児童1人当たり月額 6,466円
28 児童用採暖費(10~3月)	児童1人当たり月額 190円	

(参考：プール制財源内訳 (詳細))

プ ー ル 制 財 源 内 訳



京都市民間保育園職員給与表

(保育士等：平成21年4月)

	(基本給)	本俸	地域手当
1	152,240	138,400	13,840
2	153,450	139,500	13,950
3	154,660	140,600	14,060
4	155,870	141,700	14,170
5	157,080	142,800	14,280
6	158,290	143,900	14,390
7	159,500	145,000	14,500
8	161,370	146,700	14,670
9	162,800	148,000	14,800
10	164,450	149,500	14,950
11	166,100	151,000	15,100
12	167,750	152,500	15,250
13	169,180	153,800	15,380
14	171,380	155,800	15,580
15	173,580	157,800	15,780
16	175,780	159,800	15,980
17	177,870	161,700	16,170
18	180,070	163,700	16,370
19	182,270	165,700	16,570
20	184,470	167,700	16,770
21	186,560	169,600	16,960
22	188,760	171,600	17,160
23	190,960	173,600	17,360
24	193,160	175,600	17,560
25	195,140	177,400	17,740
26	197,120	179,200	17,920
27	199,100	181,000	18,100
28	201,080	182,800	18,280
29	202,950	184,500	18,450
30	204,930	186,300	18,630
31	206,910	188,100	18,810
32	208,890	189,900	18,990
33	210,760	191,600	19,160
34	212,740	193,400	19,340
35	214,720	195,200	19,520
36	216,700	197,000	19,700
37	218,460	198,600	19,860
38	220,440	200,400	20,040
39	222,420	202,200	20,220
40	224,400	204,000	20,400
41	226,160	205,600	20,560
42	228,140	207,400	20,740
43	230,120	209,200	20,920
44	232,100	211,000	21,100
45	233,860	212,600	21,260
46	235,840	214,400	21,440
47	237,820	216,200	21,620
48	239,800	218,000	21,800

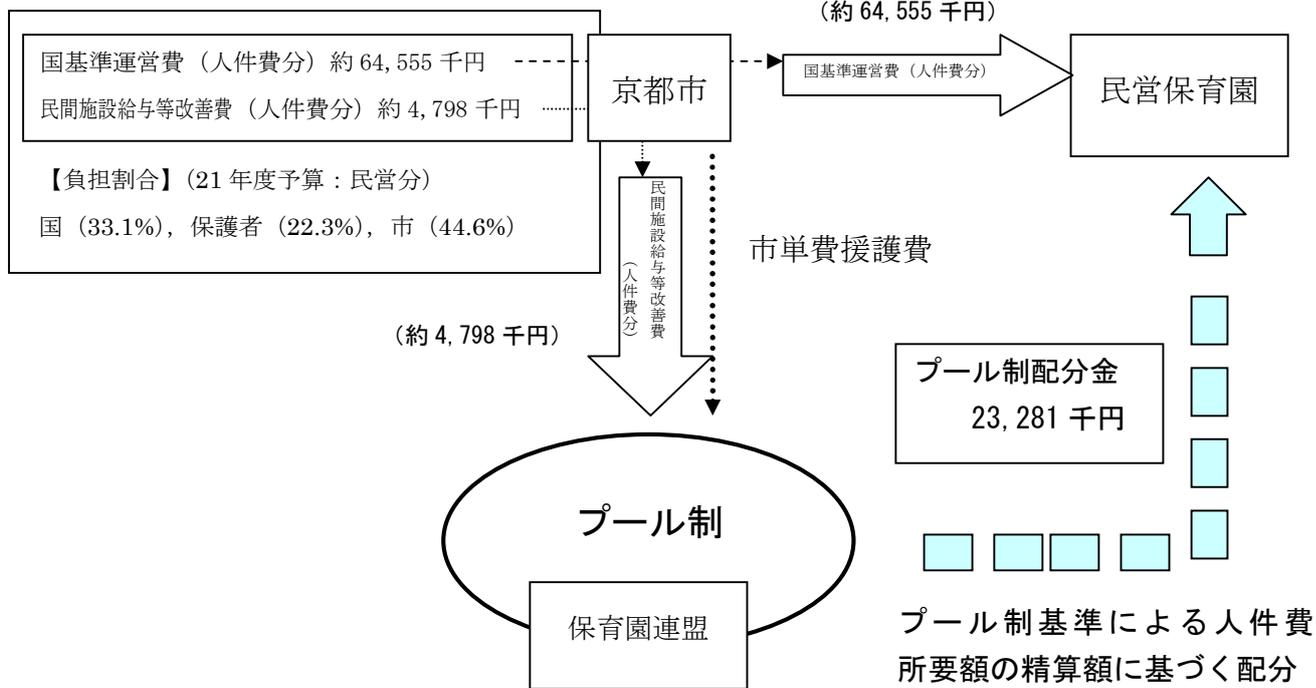
	(基本給)	本俸	地域手当
49	249,260	226,600	22,660
50	251,130	228,300	22,830
51	253,000	230,000	23,000
52	254,870	231,700	23,170
53	259,820	236,200	23,620
54	262,020	238,200	23,820
55	264,220	240,200	24,020
56	266,420	242,200	24,220
57	268,620	244,200	24,420
58	270,820	246,200	24,620
59	273,020	248,200	24,820
60	275,220	250,200	25,020
61	277,310	252,100	25,210
62	279,400	254,000	25,400
63	281,490	255,900	25,590
64	283,580	257,800	25,780
65	285,450	259,500	25,950
66	287,430	261,300	26,130
67	289,410	263,100	26,310
68	291,390	264,900	26,490
69	293,370	266,700	26,670
70	295,350	268,500	26,850
71	297,330	270,300	27,030
72	299,310	272,100	27,210
73	301,070	273,700	27,370
74	302,940	275,400	27,540
75	304,810	277,100	27,710
76	306,680	278,800	27,880
77	308,330	280,300	28,030
78	310,090	281,900	28,190
79	311,850	283,500	28,350
80	313,610	285,100	28,510
81	315,370	286,700	28,670
82	317,020	288,200	28,820
83	318,670	289,700	28,970
84	320,320	291,200	29,120
85	321,970	292,700	29,270
86	323,620	294,200	29,420
87	325,270	295,700	29,570
88	326,920	297,200	29,720
89	328,460	298,600	29,860
90	329,890	299,900	29,990
91	331,320	301,200	30,120
92	332,750	302,500	30,250
93	339,460	308,600	30,860
94	340,450	309,500	30,950
95	341,440	310,400	31,040
96	342,430	311,300	31,130

	(基本給)	本俸	地域手当
97	343,530	312,300	31,230
98	344,410	313,100	31,310
99	345,290	313,900	31,390
100	346,170	314,700	31,470
101	347,050	315,500	31,550
102	347,820	316,200	31,620
103	348,590	316,900	31,690
104	349,360	317,600	31,760
105	357,280	324,800	32,480
106	358,820	326,200	32,620
107	360,360	327,600	32,760
108	361,900	329,000	32,900
109	363,220	330,200	33,020
110	364,540	331,400	33,140
111	365,860	332,600	33,260
112	367,180	333,800	33,380
113	368,280	334,800	33,480
114	369,490	335,900	33,590
115	370,700	337,000	33,700
116	371,910	338,100	33,810
117	373,230	339,300	33,930
118	374,440	340,400	34,040
119	375,650	341,500	34,150
120	376,860	342,600	34,260
121	378,070	343,700	34,370
122	379,280	344,800	34,480
123	380,490	345,900	34,590
124	381,700	347,000	34,700
125	382,910	348,100	34,810
126	384,010	349,100	34,910
127	385,110	350,100	35,010
128	386,210	351,100	35,110
129	387,310	352,100	35,210
130	388,410	353,100	35,310
131	389,510	354,100	35,410
132	390,610	355,100	35,510
133	391,710	356,100	35,610
134	392,810	357,100	35,710
135	393,910	358,100	35,810
136	395,010	359,100	35,910
137	395,890	359,900	35,990
138	396,880	360,800	36,080
139	397,870	361,700	36,170
140	398,860	362,600	36,260
141	399,850	363,500	36,350
142	400,840	364,400	36,440
143	401,830	365,300	36,530
144	402,820	366,200	36,620

	(基本給)	本俸	地域手当
145	403,810	367,100	36,710
146	404,690	367,900	36,790
147	405,570	368,700	36,870
148	406,450	369,500	36,950
149	407,330	370,300	37,030
150	408,100	371,000	37,100
151	408,870	371,700	37,170
152	409,640	372,400	37,240
153	410,410	373,100	37,310
154	411,070	373,700	37,370
155	411,730	374,300	37,430
156	412,390	374,900	37,490
157	412,940	375,400	37,540
158	413,490	375,900	37,590
159	414,040	376,400	37,640
160	414,590	376,900	37,690
161	414,920	377,200	37,720
162	415,470	377,700	37,770
163	416,020	378,200	37,820
164	416,570	378,700	37,870
165	416,900	379,000	37,900
166	417,450	379,500	37,950
167	418,000	380,000	38,000
168	418,550	380,500	38,050
169	418,880	380,800	38,080
170	419,430	381,300	38,130
171	419,980	381,800	38,180
172	420,530	382,300	38,230
175	223,320	203,020	20,300
180	201,840	(保育士次員加算額)	
185	201,840	(フリー経費定数加算額)	

(参考) プール制概念図 (例: ○○保育園)

平成 20 年度分



職員配置基準申請書

平成 21 年 〇 月 現在

保育園名 ○○保育園 定員 90 名

【常勤基準数】

1. 在籍年齢基準数		
年齢	児童数	保育士数
0歳児	10	3.33
1歳児	18	3.60
2歳児	20	3.33
3歳児	18	1.20
4歳児	21	1.05
5歳児	3	0.12
合計	90	12.63

(注1)各年齢とも小教第3位四捨五入

2. 休憩保育士対策数		
2名		

(注2) 特別完全実施園であり、かつ特別児0歳～1歳在園または定員の30%以上の特別児が在園の場合
条件に満たない場合は1名。(1名は保職)

(注3) 特別完全実施は 7:30～18:00

(注4) 夜間園は1名

3. 特別保育士策基準数		
年齢	児童数	保育士数
0歳児	7	2.33
1歳児	12	2.40
2歳児	11	1.83
3歳児	12	0.80
4歳児	14	0.70
5歳児	2	0.08
合計	58	8.14

(注5) 各年齢とも小教第3位四捨五入
(注6) 夜間保育園は除く

保育士数計

1～3の合計 = 17.07 (A) → 17.07 (B) → 17.07 (C)

A × 0.1 = 1.707 (A) → 1.707 (B) → 1.707 (C)

少教第1位が5～9の場合 → 0.7 (B) → 0.7 (C)

少教第2位以下切り捨て

(A-B) = 保育士定数(少数点以下は切り捨て)

保育士定数 (A-B) = 15

(保育士数) × 0.3 = 2.44

(保育士定数) × 0.3 = 0.7

(保育士定数) × 0.7 = 0.7

1. 共通基準数	
(1) 60人定員以上 2名	外部委託経費 0
(2) 59人定員以下 1名	
(注7) 外部委託の場合、(1)について1名は外部委託経費	
2. 調理員加配基準数	
(注8) 給食センター利用園・外部委託園は除く	
(1) 90人定員以下で0歳児6人以上 1名	
(2) 91人～120人定員で0歳児5人以上 1名	
(3) 121人～150人定員で0歳児4人以上 1名	

調理員等計 (1+2)	調理員等定数 3	外部委託経費 0
【常勤基準数 合計】 (認定職員数)	保 育 士 15名	調理員等 3名
	職員定数 18	フリー経費定数 2
		保育士定数 0.07
		フリー経費定数 0.7

【端数換算相当額】

(保育士端数) × 単価(行政職1級1号) (130,200円) ※H20当初	9,114 円 (月額) ※円未満切捨
0.07	

【運営改善費】

◎運営改善費として、下記の合計額を加算する	315,000 円 (月額) ※円未満切捨
-----------------------	-----------------------

区分	(職員定数×フリー経費定数)	年額
労働条件改善費	9人以下	1,440,000円 ÷ 1.2
	10人～14人	2,124,000円
	15人～19人	2,484,000円
	20人以上	2,880,000円
区分	定員・条件	年額
運営条件改善費	60人以下	600,000円 ÷ 1.2
	61人～90人	900,000円
	91人～120人	1,200,000円
	121人以上	1,500,000円

給食業務改善費(常勤基準で調理加配園は除く)		
区分	定員・条件	年額
給食センター利用園	90人以上	1,440,000円
外部委託	89人以下	720,000円
非利用園	夜間園	360,000円
経営改善費		
※運営記入欄		

【調整部分】

◎現員(保職)に対する相殺調整額 (現員保職されている場合は、フリー経費定数Bで相殺調整する。フリー経費定数Bの保有が無ければ、保職1名につき201,840円/月額の差引調整をする。) (注9) 定員外受入れによる現員保職は行わない。	△ 0 円 (月額)
---	------------

◎休憩保育士対策数に対する相殺調整額 (特別保育対策数(左の3項)が、1未満で特別児が定員の30%未満で、休憩保育士対策数(左の2項)が2名の場合は、フリー経費定数Bで相殺調整する。フリー経費定数Bの保有が無ければ、201,840円/月額の差引調整をする。)	△ 0 円 (月額)
--	------------

【フリー経費定数と対策費加算】

(1 - 0.7) × (201,840円)	60,552 円 (月額) ※円未満切捨
[フリー経費定数の端数(左のC)で、少数第1位が0.5～0.9の場合に加算]	

【加算額換金 合計】 (イ)+(ロ)+(ハ)+(ニ)+(ホ) =	384,666 円 (月額)
----------------------------------	----------------

※加算額換金合計が0円以下の場合0円とする。

資料 9

平成20年度 プール制支払額計算書

〇〇保育園

〔運営費〕

区分	年額
園長	0 円
共通部分	
主任保育士	4,934,172 円
年額	6,829,848 円
(国基準保育士数N)	10,217 人
保育士	42,724,296 円
90人以下	
休憩	4,482,528 円
保育士	0 円
非常勤調理員賃金 (151人以上)	0 円
年体代替	1,328,136 円
要員等	
保育士	212,808 円
業務	3,490,344 円
省力化等	
調理員等	553,272 円
運営費年額	64,555,404 円

〔B〕

年額	内容
0 円	
4,934,167 円	本俸 調整手当 社保事業主負担 期末勤勉手当 239,562円 × 1.1 × [(12月+4.50月) × 0.1348] + 4.50月]
3,414,920 円	本俸 調整手当 社保事業主負担 期末勤勉手当 165,800円 × 1.1 × [(12月+4.50月) × 0.1348] + 4.50月] ※46人以上は(×2人) ※Nは国基準保育士数-1人(主任保育士)
4,181,691 円	本俸 調整手当 社保事業主負担 期末勤勉手当 203,028円 × 1.1 × [(12月+4.50月) × 0.1348] + 4.50月]
4,482,529 円	90人以下 (保育単価試算表参照)
1,394,160 円	91人以上 @5,920円 × 6/8H(25日 × 12ヵ月 + 14日)
0 円	
1,18,400 円	@5,920円 × 20日 ※> 単価 × (N+1) ※Nは国基準保育士数-1人(主任)
106,400 円	@5,320円 × 20日 ※> 単価 × 2人 (~45人は、単価 × 1人)
285,700 円	(週40.0)@285,700円 ※式> (~90人) 単価 × (N+2) ※式> (91人~) 単価 × (N+1)
276,640 円	(週40.0)@276,640円 ※式> 単価 × 2人 (~45人は、単価 × 1人)

〔所要額〕

区分	年額
給与・期末勤勉手当	71,576,919 円
社会保険事業主負担	8,996,512 円
主任保育士手当	180,000 円
保育士	450,000 円
業務	
手当	54,000 円
調理・用務	
端数換金額	(1,99)
運営改善費(調整部分)	259,098 円
フリー経費定数	0
緩和対策費加算	5,595,177 円
所要額年額	725,472 円
	87,837,178 円

〔A〕

〔貴園プール制支払額〕 ※千円未満切り捨て

AーB プール制支払 第1回	平成21年3月 現在	23,281,000 円
6/23	31%概算 7,197,000 円	円
第2回	18%概算	
8/20	6%概算 4,162,000 円	
第3回		
10/20	32%概算 1,400,000 円	
第4回		
12/8	精算 7,470,000 円	
第5回		
3月12日	3,052,000 円	

(注)支払率(%)は各支払時の年間必要額によるものですから変動しています。

プール制における職種別モデル年収について

(単位 円)

職種	格付区分	年齢	格付号給	基本給 (本俸+地域手当) A	業務手当 B	年収 (A×16.5月+B×12月)
保育士	短大卒 (保育士養成校卒)	20歳	1表 17号【初任給基準】	177,870	2,500	2,964,855
		30歳	1表 56号	266,420	2,500	4,425,930
		40歳	1表 96号	342,430	2,500	5,680,095
		50歳	1表136号	395,010	2,500	6,547,665
		58歳	以降昇給停止 1表168号	418,550	2,500	6,936,075
正看護師	-	21歳	1表 21号【初任給基準】	186,560	2,500	3,108,240
		(22歳以上は保育士と同等)				
保健師	-	22歳	1表 25号【初任給基準】	195,140	2,500	3,249,810
		(23歳以上は保育士と同等)				
調理師	高卒	19歳	2表 5号【初任給基準】	152,240	1,500	2,529,960
		30歳	2表 48号	232,100	1,500	3,847,650
		40歳	2表 88号	320,320	1,500	5,303,280
		50歳	2表128号	381,700	1,500	6,316,050
		58歳	以降昇給停止 2表160号	412,390	1,500	6,822,435
栄養士	短大卒	20歳	2表 13号【初任給基準】	162,800	1,500	2,704,200
		30歳	2表 52号	239,800	1,500	3,974,700
		40歳	2表 92号	326,920	1,500	5,412,180
		50歳	2表132号	386,210	1,500	6,390,465
		58歳	以降昇給停止 2表164号	414,590	1,500	6,858,735

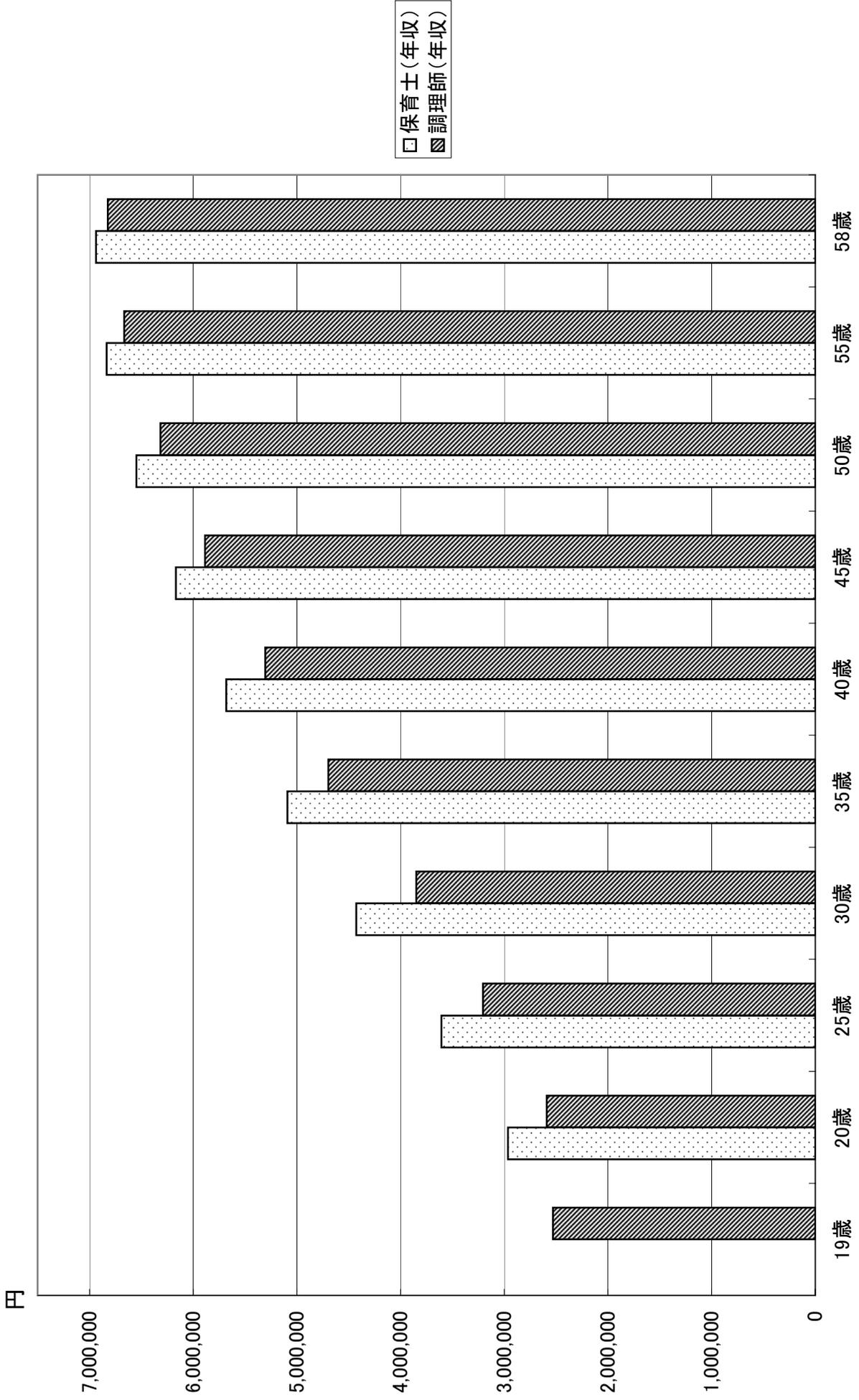
※基本的に新卒者の採用を前提とし、経験年数等は考慮していない。

※基本給、業務手当、年収はプール制における所要額算定上の数値である。(賞与は4.50月として算定)

※年収には、社会保険料事業主負担は含まず、本人負担分を含む。

資料 1 1 (山田委員要求資料)

保育士及び調理師のモデル年収



民営保育園における職員在籍状況 (常勤・非常勤別)

(単位 人, 千円)

定員	常勤						非常勤										
	保育士		調理員等		その他		保育士		調理員等		保育士(短時間)		調理員(短時間)		その他		
	人数	平均年収	人数	平均年収	人数	平均年収	人数	平均年収	人数	平均年収	人数	平均年収	人数	平均年収	人数	平均年収	
180	24	5,232	3	4,314	1		6	1,795	1	1,816	1		1		0		2
120	22	4,843	3	4,789	0		2	1,881	0	-	0		0		0		0
225	22	5,653	2	3,798	0		8	1,920	2	1,426	0		0		0		1
120	18	5,561	3	4,346	0		7	1,784	0	-	11		2		2		1
150	19	5,261	3	4,368	0		2	1,680	0	-	1		0		0		2
60	13	4,552	2	3,750	0		1	1,920	1	1,440	0		0		0		1
60	10	5,053	2	3,270	0		6	1,672	0	-	0		0		0		1
150	14	4,340	4	4,438	0		4	1,920	0	-	0		0		0		0
180※	24	3,618	2	4,048	0		6	1,768	0	-	2		2		2		1
60※	8	4,786	1	2,731	2		0	-	0	-	2		2		1		0
45※	6	3,650	1	3,484	0		1	1,368	0	-	0		0		1		2
60※	5	3,943	0	-	1		1	2,040	1	1,800	0		0		0		0
30※	2	1,319	1	2,610	0		0	-	0	-	3		0		0		0
60	6	3,568	1	4,628	0		2	1,422	1	1,142	1		1		0		0
60	4	3,315	1	3,465	0		7	2,090	0	-	0		0		0		1

注1) プール制配分金(上位・中位・下位)の例を示した施設について、指導監査に係る「民間保育園事前点検表(園作成)」から作成したものの。

注2) 非常勤職員は、1日6時間以上かつ月20日以上勤務するものを対象に集計した。(満たない場合は短時間に集計)

注3) 平均年収…〔常勤〕基本給(本俸+地域手当)×16.5+(管理職手当+主任手当+業務手当)×12で算出した。

〔非常勤〕1月当たり平均実支払賃金額×12で算出した。

注4) 数値は、平成21年5月1日現在。(ただし、※は平成20年4月1日現在の数値である。)